

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	国家公務員の人事管理の推進		評価方式	総合	番号	①
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（当初）	219,940	224,016	265,160		178,299	
（補正後）	214,813	217,880	265,160			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	214,813	217,880				
支出済歳出額（千円）		162,596				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）		55,284				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙平成21年度政策評価書259～263ページを参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	「平成20年度主要な政策に係る評価書」において「人事・恩給局が管理している福利厚生施設（体育センター（船橋・枚方）、野球場（福岡））については、一定の利用実績があり有効性が認められるが、その利用は土日に偏っており、施設も老朽化していることから、財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告書において「廃止の方向で早急に結論を得ることが適当である」旨の提言がなされた。このため、今後、健全なスポーツの場を引き続き確保しつつ国家公務員のレクリエーション活動をより効率的に実施するため、国の他機関が保有する体育施設を代替施設として利用するためのスキームの確立等について検討する必要がある。」とされたところ。					
評価結果の予算要求等への反映状況	このような評価を踏まえ、国家公務員体育センターについては、平成20年度をもって運営を終了することとし、平成21年度予算においては、国家公務員公務員体育センター管理運営経費は要求せず、国家公務員公務員体育センター廃止に伴う経費を要求することとした。平成22年度予算においては、国家公務員公務員体育センター廃止に伴う経費については、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	国家公務員の人事管理の推進					番号	①			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	人事管理推進費	人事管理の推進に必要な経費	265,160	178,299	△ 107,442	
	小計						265,160 の内数	178,299 の内数	△ 107,442	
対応表に おいて◆ となっているもの										
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計						の内数	の内数			
対応表に おいて◇ となっているもの							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
							<	>	<	>
小計						の内数	の内数			
合計						265,160 の内数	178,299 の内数	△ 107,442		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		国家公務員の人事管理の推進			番号	①			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
国家公務員体育センター廃止に伴う経費	A	1	107,442	0	△ 107,442	△ 107,442	△ 107,442		国家公務員体育センター廃止については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
合計			107,442		△ 107,442	△ 107,442	△ 107,442		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:人事・恩給局総務課

<p>政策名</p>	<p>国家公務員の人事管理の推進</p>		<p>番号</p>	<p>①</p>
<p>政策の概要</p>	<p>国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。 加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>(総合的評価)</b> あらかじめ目標(値)を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p><b>(必要性)</b> 例えば以下のように、各施策の必要性が認められる。 [高齢化への対応と適切な退職管理の推進] 総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されており、こうした取り組みの必要性が認められる。</p> <p><b>(有効性)</b> 例えば以下のように、各施策の有効性が認められる。 [能力・実績主義を重視した人事運用の推進] 人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次に亘る試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成19年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第2次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等が概ね実証された。</p> <p><b>(効率性)</b> 例えば以下のように、各施策が効率的に実施されている。 [制度の運営・改善] 国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> 国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。 また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼を確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 別紙 平成21年度政策評価書 259～263ページを参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
	<p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。 国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀肅正と倫理の向上を徹底します。</p>	
	<p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>平成19年6月19日</p>	<p>4. 公務員制度改革 戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>	

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局総務課

人事政策課、公務員高齢対策課、参事官

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策 1 国家公務員の人事管理の推進

### 〔政策の基本目標〕

国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現していくため、公務員が能力を発揮できる環境を整備する。そのために、人事に関する制度を適切に運営し、的確な人事管理を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
国家公務員 種 事務系区分（行 政、法律、経済） 採用者に占める 女性の割合	30%	22 年度	「男女共同参画 基本計画」（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決 定）で示された政 府全体としての 採用者に占める 女性の割合の目 安を踏まえ、各府 省において多様 な人材の確保・活 用が進められて いるか。	22.4% （66 名 / 295 名中）	25.1% （74 名 / 295 名中）	24.2% （71 名 / 293 名中）
国家公務員の配 置転換の人数	678 人	20 年度	国家公務員の配 置転換、採用抑制 等に関する全体 計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決 定。22 年度まで に 2,908 人が配 置転換の見通し） を着実に達成し、 国家公務員の定 員純減が円滑に 行われているか。	748 人 （内定数。 平成 19 年 4 月 1 日実 施）	783 人 （内定数。 平成 20 年 4 月 1 日実 施）	705 人 （内定数。 平成 21 年 4 月 1 日実施）

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
幹部職員の勸奨退職年齢の計画的な引上げ	平均の勸奨退職年齢を3歳以上	20年度	各府省における平均の勸奨退職年齢が引き上がったか	【20年度】 各府省における取組開始時点における平均勸奨退職年齢は一部の省庁を除き54歳未満の水準であったが、取組終了時点において、同年齢はすべての府省において55歳半ばから59歳近くの水準にまで引き上げられた。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告	毎年、国会報告が着実に実施されているか。	毎年度「国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」として国会に報告		
人事院勧告に対する政府の取扱方針に基づく一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況（法案提出、法案成立時期等）	国家公務員の給与改定を支障なく行うため、国政全般の観点から適正な結論を得て取扱方針を閣議決定し、必要に応じて給与法改正法案を速やかに閣議決定、国会に提出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事院勧告 8月8日</li> <li>政府の取扱方針決定 10月17日</li> <li>法案の国会提出 10月27日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事院勧告 8月8日</li> <li>政府の取扱方針決定 10月30日</li> <li>法案の国会提出 11月2日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事院勧告 8月11日</li> <li>政府の取扱方針決定 11月14日</li> <li>法案の国会提出 12月2日</li> </ul>
人事評価の試行の実施状況及び結果	人事評価の試行が着実に実施され、その結果が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）の施行及び政令の策定までに着実に反映されているか。	これまで数次の試行を実施		
			被評価者	評価者
		第一次試行（18年1月～6月）	約2,000人	約500人
		第二次試行（19年1月～6月）	約9,000人	約2,000人
		第三次施行（19年10月～20年3月）	約7,000人	約19,000人
	リハーサル試行（20年9月～12月）	約265,000人	約44,000人	
上記の試行を踏まえ、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第3号）が平成21年3月6日に公布され、同年4月1日から施行				

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
各種人事交流の実施状況	国と民間、国と地方公共団体、府省等との間の人事交流が着実に実施されているか。	【実績】			
		18年度	19年度	20年度	
		民間から国への受入	1,058人	1,073人	2,083人
		国から民間への派遣	16人	22人	30人
		国から地方公共団体	1,590人	1,604人	1,627人
		地方公共団体から国	1,873人	1,862人	1,957人
		他府省への出向	2,184人	2,251人	2,211人
女性国家公務員の採用の拡大状況	「男女共同参画基本計画」(第2次)(平成17年12月27日閣議決定)において、「国家公務員種試験の事務系の区分の目標を踏まえつつ、その他の試験についても女性の割合を高めること」とされていることを受け、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	【試験等採用者に占める女性の割合】			
		18年度	19年度	20年度	
		種試験等	26.4%	27.8%	25.4%
		種試験等	35.0%	37.2%	35.6%
各府省におけるチャレンジ雇用の推進状況	各府省において「チャレンジ雇用」を実施することにより、公務部門での障害者雇用の推進が図られているか。	平成20年度には、全府省等で採用に向けた取組を実施した。その結果、17府省等のうち11府省等において採用している(厚生労働省において約100名、内閣府において6名、その他9省庁等において各1名採用)。			
国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)による採用状況	各府省において多様な人材の確保が進められているか。	(平成19年度から開始)	152名の採用予定者数に対し、25,075名の申込者があり、最終的な合格者数は162名となった(倍率154.8倍)	171名の採用予定者数に対し、10,248名の申込者があり、最終的な合格者数は179名となった(倍率57.3倍)	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定）の実施及び各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）の実施状況</p>	<p>国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組がなされているか。</p>	<p>【平成18年度】</p> <p>「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を閣議決定（6月30日）。</p> <p>第1回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成19年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（6月30日）し、全国8か所で第1回地方推進協議会を開催（7月中旬）。その後、受入府省から受入可能職の提示、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（7月下旬～平成19年3月）。</p> <p>第2回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成20年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成19年3月2日）。その後、全国8か所で第2回地方推進協議会を開催（平成19年3月中旬～下旬）。</p> <p>【平成19年度】</p> <p>受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成20年3月）。</p> <p>第3回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成21年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成20年2月29日）。その後、全国8か所で第3回地方推進協議会を開催（平成20年3月中旬）。</p> <p>【平成20年度】</p> <p>受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（4月下旬～平成21年3月）。</p> <p>第4回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成22年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（平成21年3月6日）。その後、全国8か所で第4回地方推進協議会を開催（平成21年3月中旬～下旬）。</p>		
<p>早期退職慣行の是正についての実施状況</p>	<p>平成20年度までに平均の勧奨退職年齢が引き上がるような人事管理の制度面・運用面での諸方策について適切に検討が行われ、可能なものから実施されているか。</p>	<p>各府省は、それぞれの実情に合わせて個別計画を策定し、昇進年次の延伸、同一ポストの在職期間の長期化、専門スタッフ職の活用を進めるなどの早期退職是正の取組を実施。</p>		



指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度												
国家公務員高齢者雇用推進方針に関する方針の推進状況	国家公務員高齢者雇用推進方針に記述されている方策が各府省において推進されているか。	国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開設することなどにより、必要な情報交換等を実施。 各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。  <b>【再任用職員数】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,108人</td> <td>1,080人</td> <td>1,261人</td> <td>2,320人</td> </tr> </tbody> </table> 20年度は予定。その他は実績			17年度	18年度	19年度	20年度	1,108人	1,080人	1,261人	2,320人				
17年度	18年度	19年度	20年度													
1,108人	1,080人	1,261人	2,320人													
退職準備プログラム等の推進状況	総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されているか。	<b>【プログラムの実施状況】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職準備プログラム</td> <td>22府省庁</td> <td>27府省庁</td> <td>24府省庁</td> </tr> <tr> <td>生涯生活設計プログラム</td> <td>16府省庁</td> <td>22府省庁</td> <td>24府省庁</td> </tr> </tbody> </table>				18年度	19年度	20年度	退職準備プログラム	22府省庁	27府省庁	24府省庁	生涯生活設計プログラム	16府省庁	22府省庁	24府省庁
	18年度	19年度	20年度													
退職準備プログラム	22府省庁	27府省庁	24府省庁													
生涯生活設計プログラム	16府省庁	22府省庁	24府省庁													
国家公務員超勤縮減キャンペーンの実施状況	毎年着実に実施されているか。	毎年度10月に「国家公務員超勤縮減キャンペーン」を実施														
各種啓発事業セミナー実施状況	各種啓発事業の参加者が当該事業の意義をどのように捉えているか。	各年度の啓発事業の終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答。														
健康管理・安全管理施策の実施状況	毎年度確実に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画した講習会については全て実施し、当該年度の目的はほぼ達成した。</li> <li>国家公務員体育センターについては、20年度をもって運営を終了することとした。</li> </ul>														
労務管理研究会の実施状況等	毎年度、確実に実施されているか。	毎年度、以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>労務管理研究会（A研、C研、D研）の実施</li> <li>地方労務担当者会議への講師派遣</li> <li>人事管理官会議幹事会における労働情勢の説明</li> <li>労働情報の作成、配布</li> </ul>														
国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等	国家公務員の退職手当の支給状況や制度の運用実態等を適切に把握しているか。	毎年調査を実施し、「退職手当の支給状況」として公表を行っている。 <b>【平成20年度】</b> 「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（21年4月から施行）														

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	適正な行政管理の実施		評価方式	総合	番号	②
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	251,790	237,991	201,518	199,983		
（ 補 正 後 ）	251,790	232,877	201,518			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	251,790	232,877				
支出済歳出額（千円）		191,743				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）		41,134				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等 への反映状況	平成21年7月1日に策定された新たな定員合理化計画に基づき、引き続き、国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、行政管理の実施に必要な経費を引き続き要求することとし、2.0億円を概算要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	適正な行政管理の実施					番号	②			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費	137,059	135,861		
	A	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費	64,459	64,122		
	A	3								
	A	4								
	小計						201,518	199,983		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計									
合計						201,518	199,983			



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:行政管理局企画調整課

<p>政策名</p>	<p>適正な行政管理の実施</p>	<p>番号</p>	<p>(行政改革・行政運営)政策2</p>																												
<p>政策の概要</p>	<p>国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>																														
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組んでいる。また、機構、独法等についても、着実に減量・効率化を進めている。                  イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。                  ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用に関して、施行状況調査等の結果を見ると、諮問庁の判断について情報公開・個人情報保護審査会が妥当でないとした事案や、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していない独立行政法人が依然見受けられるが、前年度比でその状況は改善されている。</p> <p>(必要性)                  ア 国の行政組織等の減量・効率化については、社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要性が認められる。                  イ 行政手続制度・行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用について、公正・適正な行政運営の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するためには、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。                  ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、妥当でないとした不開示決定や、個人情報の漏えい事案等がなお存在することから、両制度の周知や趣旨の徹底を行う必要性が認められる。</p> <p>(効率性)                  ア 各省の判断と責任において弾力的・効率的組織運営が可能となる仕組みを採っている。また、定員管理等実態調査の合理化により、コストの削減を図る等、効率化を図っている。                  イ 行政手続制度・行政不服審査制度については、改正法案の改正法案の立案に取り組む間、施行状況調査の実施時期等を見直すことにより、業務の効率化を図った。                  ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、施行状況調査において調査票の集計効率化を図り、また、参考となる事例集を配布することにより各行政機関の開示・不開示の判断の効率化を図った。</p> <p>(有効性)                  ア 国の行政機関の定員に関し、定員合理化進捗率は当初の目標を達成、純減目標達成率についてもその達成に向けて取り組む一方で、重点分野に定員を配するメリハリのある定員管理を実施している。機構等についても、スクラップアンドビルドの原則に基づく組織の新設・改廃により着実に減量・効率化を進めている。                  イ 行政手続制度・行政不服審査制度、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用について、制度の周知、運用改善のための通知の発出、研修の実施等により、制度の利用拡大、適正な制度運営等がなされているということができ、有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)                  ア 国の行政組織等の減量・効率化が図られるよう、引き続き取り組んでいく。また次期定員合理化計画策定に取り組む。                  イ 行政手続法及び行政不服審査法等の改正及び現行制度の適正かつ円滑な運用を確保できるよう引き続き取り組んでいく。                  ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度について、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="311 1512 1225 1839"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">目標年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>(19年度査定)</th> <th>(20年度査定)</th> <th>(21年度査定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国の行政組織の減量・効率化</td> <td>定員合理化進捗率</td> <td>(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化</td> <td>21年度</td> <td>59.90%</td> <td>80.80%</td> <td>103.30%</td> <td>・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。</td> </tr> <tr> <td>純減目標達成率</td> <td>(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保</td> <td>22年度</td> <td>19.20%</td> <td>40.90%</td> <td>52.70%</td> <td>・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度	達成目標・指標の設定根拠・考え方	(19年度査定)	(20年度査定)	(21年度査定)	国の行政組織の減量・効率化	定員合理化進捗率	(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化	21年度	59.90%	80.80%	103.30%	・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。	純減目標達成率	(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	22年度	19.20%	40.90%	52.70%	・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。
達成目標	指標名	目標値	目標年度	18年度	19年度					20年度	達成目標・指標の設定根拠・考え方																				
				(19年度査定)	(20年度査定)	(21年度査定)																									
国の行政組織の減量・効率化	定員合理化進捗率	(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化	21年度	59.90%	80.80%	103.30%	・H17年の閣議決定「新たな定員合理化計画の概要」に基づき設定。																								
	純減目標達成率	(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	22年度	19.20%	40.90%	52.70%	・H18年6月の閣議決定「国の行政機関の定員純減について」に基づき設定。																								
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>		<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																											
<p>国の行政機関の定員の純減について</p>			<p>平成18年6月30日閣議決定</p>	<p>国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。</p>																											
<p>施政方針演説</p>			<p>平成21年1月28日</p>	<p>国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。</p>																											
<p>個人情報の保護に関する基本方針</p>			<p>平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部変更</p>	<p>行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。</p>																											

政策評価調書(個別票①-1)

【政策ごとの予算額等】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善		評価方式	総合	番号	③
歳出予算額(千円)	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
(当初)	783,825	764,199	710,440	704,198		
(補正後)	783,825	755,283	710,440			
前年度繰越額(千円)						
予備費使用額(千円)						
流用等増△減額(千円)	△ 55,541					
歳出予算現額(千円)	728,284	755,283				
支出済歳出額(千円)	728,284	637,890				
翌年度繰越額(千円)						
不用額(千円)		117,393				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙 平成21年度評価書(264ページ~268ページ)の各指標を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○予算要求 (政策評価、行政評価・監視経費) 評価結果を踏まえ、政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映の更なる推進を図るため、政策評価の推進に要する経費にかかる予算を引き続き要求することとした。(157百万円)</p> <p>(行政相談制度推進費) 評価結果を踏まえ、行政相談の迅速な受付、的確な処理を行うため、地域における行政相談委員の活動を効果的なものとするための支援等として、行政相談委員と各種相談機関との具体的な連携協力の場を設けることによる相談活動の積極的な展開を図るための支援事業経費として、10百万円を概算要求した。</p> <p>○機構・定員要求 (政策評価、行政評価・監視経費) 評価結果を踏まえ、政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映の更なる推進を図るため、重要対象分野の推進、規制の事前評価の実施の推進、客観性担保評価活動に係る点検の充実強化のための定員を要求した。(10名) (行政相談制度推進費) 評価結果を踏まえ、行政相談委員の活動の充実強化を図るため、市町村や各種相談機関等との連携強化、地域の実情に即した活動の強化、処理事例の整理・分析・フィードバック等を行うための定員を要求した。(8名) 評価結果を踏まえ、年金記録の訂正に関するあっせん等の事業処理の迅速化に取り組むため、事案の申立件数・処理状況を踏まえ、年金記録確認第三者委員会に関する事務処理体制の強化を図るための定員を要求した。(6名)</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善					番号	③			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	142,763	130,795		
	A	2	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費	567,677	573,403		
	A	3								
	A	4								
	小計						710,440 の内数	704,198 の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入					
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費		< >	< >		
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費		< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						710,440 の内数	704,198 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善			番号	③			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">該当なし</p> </div>								



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:行政評価局総務課

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善	番号	③
<p>政策の概要</p>	<p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施  「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価(統一性・総合性確保評価)及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動(客観性担保評価活動)を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進  中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施  総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進  行政評価・監視については、迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。  また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。  さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。</p> <p><b>(必要性)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施  政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進  各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。  また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図る機能は必要不可欠。  さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、安倍総理大臣(当時)の指示によるものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施  各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、有効性が認められる。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進  行政評価・監視については、平成19年度に受理した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の97.0%は既に改善措置が採られるなど、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性が認められる。  また、行政相談については、苦情あっせん解決率は90%を超えており、有効性が認められる。  さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、有効性はあると考える。</p>		

(効率性)

1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施  
 総務省が行った統一性・総合性確保評価については、18年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要。

2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進  
 行政評価・監視については、18年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要。  
 また、行政相談については、行政相談委員の活用等、国民にとって簡易・迅速な様々な方法で受け付けており、その内容に応じ処理されている。  
 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、第三者委員会における月ごとの処理件数は飛躍的に増加してきており、体制整備と習熟度の向上により、効率性も徐々に高まってきていること、他の合議制の審査機関で、これほどの件数を処理しているものはないこと、行政不服審査に比べて簡素な手続で対応可能であることから効率性が認められる。

(反映の方向性)

1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施

- ・重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進。
- ・規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上。
- ・客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化。
- ・統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図るため、調査効率の向上を図る。

2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

- ・行政評価・監視については、取りまとめの一層の迅速化を図るため、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討。
- ・行政相談制度については、迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実。
- ・年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。また、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙 平成21年度政策評価書 264～272ページを参照

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から(略)経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日 閣議決定	II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析(RIA)の幅広い実施 イ(略)総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ RIAの実施に当たっては、(略)総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したRIAを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第4章 持続的で安心できる社会の実現 4. 質の高い社会保障サービスの構築 iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。
	年金記録問題に関する今後の対応	平成20年1月24日 年金記録問題に関する関係閣僚会議	4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、(略)体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。(略) (2) 本年4月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。 また、本年4月以降に申し立てられる事案については、(略)申立件数を勘案した一層の体制強化等を講ずることにより、迅速な処理を進める。

## 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課、行政相談課、政策評価官、

評価監視官（客観性担保評価担当）年金記録確認中央第三者委員会事務局

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

### 1 政策等

#### 〔政策名〕

政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善

#### 〔政策の基本目標〕

政策評価の推進、行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、19～20 年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

#### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

### 2 指標等の進捗状況

#### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
年金記録に関するあっせん等の状況	20 年 3 月末までに申し立てられた事案(49,214 件( 1))については、概ね 1 年を目途に処理を終える。  ( 1)平成 19 年度受付件数(50,752 件)から、社会保険庁段階での処理件数(1,538 件)を除いたもの	20 年度	年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。	年金記録の確認について第三者委員会において結論を得たもの (あっせん、訂正不要及び取下げ等の合計)		
					処理件数 5,794 件	処理件数 (累計) 49,190 件 ( 2)  進捗状況 ( 2/ 1) 99.95%

#### 「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況	評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評	政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議及び答申を経て、平成 20 年 11 月 28 日、19 年度の重要対象分野(注)である少子化社会対策関連施策( 育児休業制度、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組、子育て支援サービス)及び若年者雇用対策に係る関係府省の評価結果について、上記答申において		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度																								
	<p>価に関する連携強化が図られているか、また、各府省における重要対象分野に係る評価の実施の推進が図られているか。</p>	<p>明らかにされた諸課題とともに総務大臣から経済財政諮問会議に報告した。</p> <p>また、同日、平成20年度の重要対象分野の選定等について、総務大臣から同会議に対し意見を述べ、地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、医師確保対策が選定された。</p> <p>(注)19年度の重要対象分野のうち、農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。</p>																										
各府省における政策評価の質の向上の状況	<p>17府省中15府省が実施している「実績評価方式による評価」について、「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合」の推移を把握し、各府省が実施した政策評価の質の向上の状況を分析する。</p>	<p>実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。</p> <p>各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合(府省全体)の推移をみると、次図のとおり、平成14年度から16年度は年々増加し、17年度と18年度は横ばいであったが、19年度から再び増加に転じ、20年度は75.4%となっている。</p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件中161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件中250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件中271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件中241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件中233件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>71.1%</td> <td>318件中226件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>75.4%</td> <td>276件中208件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	件数	平成14年度	34.2%	471件中161件	平成15年度	50.0%	500件中250件	平成16年度	55.5%	488件中271件	平成17年度	54.6%	441件中241件	平成18年度	57.2%	407件中233件	平成19年度	71.1%	318件中226件	平成20年度	75.4%	276件中208件
年度	割合	件数																										
平成14年度	34.2%	471件中161件																										
平成15年度	50.0%	500件中250件																										
平成16年度	55.5%	488件中271件																										
平成17年度	54.6%	441件中241件																										
平成18年度	57.2%	407件中233件																										
平成19年度	71.1%	318件中226件																										
平成20年度	75.4%	276件中208件																										
各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況	<p>各府省における政策評価の結果の取扱いについて、「評価結果の政策への反映割合」及び「政策の改善・見直し等が行われた割合」等、各府省において、評価結果が予算要求、政策の改善・見直し等に</p>	<p>(評価結果の政策への反映割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(1,834/1,834)</td> <td>(1,486/1,486)</td> <td>(4,656/4,656)</td> </tr> </tbody> </table> <p>分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数(「これまでの取組を継続するもの」を含む。)</p> <p>(政策の改善・見直し等が行われた割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.1%</td> <td>20.9%</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>(424/1,834)</td> <td>(311/1,486)</td> <td>(222/4,656)</td> </tr> </tbody> </table>			18年度	19年度	20年度	100%	100%	100%	(1,834/1,834)	(1,486/1,486)	(4,656/4,656)	18年度	19年度	20年度	23.1%	20.9%	4.8%	(424/1,834)	(311/1,486)	(222/4,656)						
18年度	19年度	20年度																										
100%	100%	100%																										
(1,834/1,834)	(1,486/1,486)	(4,656/4,656)																										
18年度	19年度	20年度																										
23.1%	20.9%	4.8%																										
(424/1,834)	(311/1,486)	(222/4,656)																										

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
	活用されているか。		51.2% (355/693)	47.7% (265/555)	38.6% (162/420)
		<p>は、公共事業を含む現在実施されている政策についての状況 (分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p> <p>は、一般政策についての状況(分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数)</p>			
規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況	<p>各府省において規制の事前評価が着実に実施されているか。</p> <p>各府省の取組支援のための調査研究、各府省に対する情報提供や必要な研修等の取組が進められているか。</p>	<p>規制の事前評価については、平成19年10月1日から、各行政機関にその実施が義務付けられており、20年度における評価件数は、12府省で157件(義務付け後の累計は273件)となるなど、着実に実施されている。</p> <p>また、平成20年度については、規制影響分析(RIA)のうち、競争評価に着目し、競争評価について基礎的資料の収集及び諸外国の事例の分析に関する調査研究を各府省に提供すべく実施した。また、「政策評価に関する統一研修(平成20年10月14日)」において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状等を紹介するなど、積極的な取組を進めた。</p>			
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	<p>総務省では、統一性・総合性確保評価の結果を踏まえて関係府省が講じた政策の見直し・改善の状況について把握するため、フォローアップを毎年実施している。</p> <p>平成20年度における上記フォローアップの結果、関係府省において基本方針やガイドライン等の改定、業務の改善・見直し等が図られ、評価結果の政策への反映が行われている。</p> <p>平成20年度フォローアップ結果(「統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況」) (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/090526_1.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/090526_1.pdf</a>)</p>			
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検(認定関連活動)」の取組を通じて把握した、各府省の政策評価の改善の状況を分析する。	<p>総務省では、平成16年度から毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検し、改善すべき点がみられたものについては、関係府省に対し、評価のやり直し、公共事業評価の評価手法の改善、適切な指標の設定、評価書の修正などの改善措置を講ずるよう求める取組を行っている。</p> <p>平成18年度は7府省の23件(ほかに公共事業評価のマニュアルの見直し2事項)、19年度は13府省の47件、20年度は11府省の45件( )について、それぞれ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価のやり直しなどを指摘した。</p> <p>平成20年度においては、上記のほか、3府省の5件について、19年度から引き続いて事実関係の把握・整理を進め、その結果、評価のやり直しなどを指摘。</p> <p>また、平成18年度及び19年度の「評価の内容点検(認定関連活動)」において改善すべき点がみられたものについて、関係府省におけるその後の措置状況を把握し、19年7月に改訂された厚生労働省の「水道事業の費用対効果分</p>			

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		<p>析マニュアル」について、当省の指摘事項が改正内容に反映されていること、文部科学省の政策（達成目標2-3-1「児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。」）に係る実績評価方式による評価について、アウトカムに着目した指標が設定され、改善が図られたことなどを確認した。</p>		
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<p>国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</p> <p>平成20年度は別添1のとおり、輸入農畜水産物の安全性の確保、契約の適正な執行等8テーマについて勧告等を行うとともに、新たに、食品表示、道路橋の保全等4テーマについて、調査に着手。</p>		
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において、改善が図られているか。	<p>勧告等から原則として6か月後に勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領している。平成20年度においては、別添2・3のとおり、11の行政評価・監視について「回答」を、また、11の行政評価・監視について「その後の改善措置状況」を受領した。指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する時間は相違するが、当該「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の75.9%は既に改善措置が採られており、この他改善措置を採ることが具体的に予定されているものが、22.8%となっている。</p>		
行政相談の処理件数とそのうちの国の行政機関等に係る処理件数	相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通じ、連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し・改善に結びついていることから、各年度に国民から受付・処理した行政相談のうち、国の行政機関等に係る相談(対象内事案)の件数を把握する。	行政相談処理件数 179,419件 (うち、対象内事案 56,072件)	行政相談処理件数 175,306件 (うち、対象内事案 61,295件)	行政相談処理件数 173,627件 (うち、対象内事案 61,509件)
苦情あっせんに基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。 行政制度・運営の見直し・改善状況の	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>苦情あっせん解決率</p> </div>		
		96.2% (苦情あっせん案件900件中866件)	95.3% (苦情あっせん案件992件中945件)	95.1% (苦情あっせん案件862件中820件)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
	把握手段の一つとして、苦情あつせん事案解決率を把握する。	が解決)	が解決)	が解決)
<p>当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件（行政相談委員から通知を受けた案件を含む。）のうち、関係機関にあつせんを行った案件を対象とした。</p> <p>なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。</p>				
年金記録に関するあつせん等の状況	年金記録に関するあつせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。		<p>第三者委員会で結論を得たもの 5,794 件</p> <p>(受付件数 50,752 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数 1,538 件がある。</p>	<p>第三者委員会で結論を得たもの (累計) 59,538 件</p> <p>(受付件数(累計)) 100,552 件)</p> <p>そのほか社会保険庁段階での処理件数(累計)2,943 件がある。</p>

(別添1)

## 平成20年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視	平成20.5.23 (勧告)	厚生労働省、農林水産省
生活保護に関する行政評価・監視 - 自立支援プログラムを中心として -	平成20.8.1 (勧告)	厚生労働省
公共事業の需要予測等に関する調査	平成20.8.8 (勧告)	総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成20.9.5 (勧告)	厚生労働省、国土交通省
行政手続等における本人確認に関する調査	平成20.9.12 (局長通知)	国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成20.12.16 (勧告)	全府省
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第二次)	平成21.2.13 (勧告)	文部科学省、経済産業省
国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成21.3.27 (勧告)	全府省

## 平成20年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
食品表示に関する行政評価・監視 - 監視業務の適正化を中心として - 貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視 雇用保険二事業に関する行政評価・監視 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 - 道路橋の保全等を中心として -	平成20年8月 平成20年8月 平成20年12月 平成20年12月



平成20年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査  
国等の債権管理等に関する行政評価・監視  
府省共通事務に関する行政評価・監視  
原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第一次)  
労働安全等に関する行政評価・監視  
小児医療に関する行政評価・監視  
アスベスト対策に関する調査  
在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視  
輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視  
公共事業の需要予測等に関する調査  
介護保険事業等に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

農業経営構造対策に関する行政評価・監視  
IT化推進施策に関する行政評価・監視 - 地域情報化を中心として -  
検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査  
バリアフリーの推進に関する行政評価・監視  
民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視(第二次)  
鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視  
農業災害補償に関する行政評価・監視  
地方支分部局等における指導監督行政(立入検査)に関する調査  
都市農村交流対策に関する行政評価・監視  
感染症対策に関する行政評価・監視  
厚生年金保険に関する行政評価・監視

勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

## 具体的な見直し・改善事例(平成20年度)

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
府省共通事務に関する行政評価・監視	<p>公用車の効率化の推進を図るため、使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進すること(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>&lt;個別指摘事例の改善状況&gt;</p> <p>専任の運転手より公用車の台数が多い、又は公用車を部局別に管理することにより、非効率な公用車の存在を指摘した7府省29機関の改善状況をみると、代替手段を導入又は導入を検討しているものが7機関、一般職員による運転を実施又は実施予定のものが3機関、公用車の運行管理方法を見直したものが9機関、公用車を削減又は削減予定のものが13機関</p> <p>(注)改善状況は、延べ数である。</p> <p>&lt;改善事例：総務省&gt;</p> <p>著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え。また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう、通知を発出。これに基づき、各部局、地方支分部局は関係規程を整備し、20年4月1日から施行</p>
遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	<p>国土交通省は、定期検査報告の的確な実施のため、</p> <p>遊戯施設の所有者等がJIS検査標準等に基づき適切に検査資格者に検査を実施させていることが特定行政庁において確実に把握できるように定期検査報告の様式を見直すこと</p> <p>JIS検査標準等の定期検査の項目、方法等について、遊戯施設の使用実態や安全性能に即したものに見直した上で、法令に明確に位置付けること</p>	<p>国土交通省は、</p> <p>省令及び告示により、特定行政庁において検査結果が確実に把握できるよう定期検査報告関係様式の改定等を実施</p> <p>省令により、遊戯施設の検査項目、検査事項、検査方法及び判定基準について明確化</p>

(別添4)

### 国の行政機関等に係る行政相談処理件数(苦情、要望陳情、照会) (平成18～20年度)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総件数	179,419件	175,306件	173,627件
うち苦情、要望・陳情	16,432件	18,656件	19,492件
うち、照会	39,640件	42,639件	42,017件
計	56,072件	61,295件	61,509件

### 苦情あっせん事案の解決率(平成18～20年度)

平成20年度における「苦情あっせん事案の解決率」をみると、下表のとおり、目標値90%に対して、95.1%となっており、目標値を上回っている。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	目標値
解決率	96.2% (866件/900件)	95.3% (945件/992件)	95.1% (820件/862件)	90.0%

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。

なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等		評価方式	総合	番号	④
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（当初）	<6,128,804>	<6,184,292>		5,816,877	5,884,746	
（補正後）	<10,324,728>	<10,186,304>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <10,324,728>	0 <10,186,304>				
支出済歳出額（千円）	-	<10,084,088>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 #VALUE!	0 <102,216>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。</p> <p>○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。</p> <p>○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針について、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果も踏まえ、所要額を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				番号	④		政策評価結果等 による見直し額	
	(千円)								
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費	5,816,877	5,884,746	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							5,816,877 <00,000> の内数	5,884,746 <00,000> の内数
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							5,816,877 の内数	5,884,746 の内数	



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:自治行政局行政課総務室

<p>政策名</p>	<p>分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等</p>	<p>番号</p>	<p>④</p>
<p>政策の概要</p>	<p>○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を踏まえ、分権型社会に対応した地方制度のあり方等の検討を行う。 また、市町村の行財政基盤等の強化を図るため、自主的な市町村合併を推進し、合併市町村の新しいまちづくりの取組を着実に支援するとともに、地方公共団体における行政運営の質の向上などを図るため、集中改革プランの策定・公表や、情報公開条例等の制定を促進する。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立を図るために、適正な定員管理、給与の適正化を推進する。また、地方公共団体における必要な人事・組織体制の整備、能力を有した意欲ある人材の育成・確保を推進する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行っている。市町村合併については、全国で市町村合併が進展しており、多くの合併市町村において一定程度、行財政基盤が強化されたと言える。また、集中改革プランの策定・公表や情報公開条例等の制定の状況から、地方公共団体における行政改革の取組も進展していると評価できる。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体において、適正な定員管理、給与の適正化、人材の育成・確保に向けた取組等が進んでいることが把握でき、諸施策の有効性が認められる。</p> <p><b>(必要性)</b> ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 明治以来の中央集権型行政システムの弊害面が顕著になってきており、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究及び企画立案を行う必要がある。また、人口減少・少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化や厳しい財政状況の下、市町村の行財政基盤を強化するため、自主的な合併を選択する市町村への支援や地方行政改革の推進に取組む必要がある。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 国民・住民から厳しい意見が多くある中、地方公共団体においては、適正な定員管理の推進、適正な給与制度・運用の確保、人材の育成・確保等に取り組み、分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立に努めていくことが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b> ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併による効果のうち、行政コストの削減については、投入した国費以上の効果を上げており、効率性があると認められる。また地方行革に関しても、集中改革プランのフォローアップを関係課室で連携して行うとともに、情報公開条例等についての地方公共団体への助言等を各種会議等の機会を利用して行うなど効率的に行った。</p> <p><b>(有効性)</b> ○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備 市町村合併推進のために講じた各種施策により、全国で市町村合併が進展した結果、市町村の行財政基盤が強化され、分権型社会に対応した地方行政体制の整備が進められていることから、本政策には有効性があると認められる。集中改革プランについて、地方公共団体が行政改革の取組を住民にわかりやすく明示説明責任を果たすという点において施策の有効性が認められる。情報公開条例等の制定状況を調査、公表し、必要に応じて助言を行ってきたが、未制定団体の中には全国的な制定状況を踏まえて制定に踏み切った団体もあり、取組の有効性が認められる。 ○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立 地方公共団体においては行政改革の推進、給与水準や給与制度・運用の適正化等に着実に取り組んでいることが把握でき、施策の有効性が認められる。地方公務員の定員・給与情報の公表についても透明性が確保されるとともに、各団体間の比較・分析が容易となっており施策の有効性が認められる。人材育成基本方針を策定した各団体では、人材育成についての方向性が明らかになり、示された方向へ取り組むという効果があり、地方公務員の適正な人事管理の推進に有効性が認められる。</p>		

**(反映の方向性)**

**○分権型社会に対応した地方制度・体制の整備**

地方分権改革推進委員会における勧告、第29次地方制度調査会における調査審議の動向等を見据えつつ、分権型社会に対応した地方制度の確立のための施策に関する調査研究並びに企画及び立案を行うとともに、合併市町村の新しいまちづくりを着実に支援するほか、今後も自主的な合併を選択する市町村について、法制上の措置も含め、新たな合併支援策を検討する。また、集中改革プラン取組状況についてフォローアップを継続し、情報公開条例等の未制定団体に対し、早期に制定するよう助言等を行っていく必要がある。今後の地方行革のあり方、住民の信頼を確保する組織マネジメント改革の普及、経営感覚をもった総合行政主体の実現についても、所要の検討を行う必要がある。

**○分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立**

地方公務員の給与については、引き続き、各地方公共団体において、地域民間給与水準の適切な反映等が進められ、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう取り組んでいく必要がある。定員・給与情報の公表については、給与情報等公表システムの公表様式に沿った情報開示を徹底していく必要がある。人材育成基本方針については、引き続き未策定団体における策定を推進するとともに、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組み、勤務実績の給与への適切な反映を推進する必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合併後の市町村数	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)	1,777 団体 (H21.3.31)
集中改革プランの公表状況	都道府県 45 団体 95.7%	都道府県 46 団体 97.9%	都道府県 47 団体 100%
	政令市 15 団体 100%	政令市 17 団体 100%	政令市 17 団体 100%
	市区町村 1,542 団体 84.4%	市区町村 1,798 団体 99.3%	市区町村 1,788 団体 100%
	計 1,602 団体 84.8% (H18.7.31現在)	計 1,861 団体 99.3% (H19.9.1現在)	計 1,852 団体 100% (H20.12.1現在)
地方公務員数の推移	2,998,402 人 ※( ) 対前年比	2,951,296 人 (▲1.6%)	2,899,378 人 (▲1.8%)

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	(簡素で効率的な政府の実現) 3,200あった市町村が、今年度末には1,800になります。これに伴い、市町村の議員数は1万8,000人減ります。引き続き市町村合併を推進するとともに、北海道が道州制に向けた先行的取組となるよう支援いたします。
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	第3章 財政健全化への取組-1-(4)-②-ii-地方財政 住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う。そのため、再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第4章 国民本位の行財政改革-3. 歳出・歳入一体改革の推進 財政健全化に向け、安定した成長を図るとともに、「基本方針2006」及び「基本方針2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進める。
	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	(地域経営) 分権型社会が、目指すべき国のかたちです。知事や市町村長が、地域の経営者として腕を振るえるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地域力創造（旧 地域振興）		評価方式	④ 実績・事業	番号	⑤
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	837,866	22年度要求額	
（ 当 初 ）	<726,470>	<838,786>			1,092,369	
（ 補 正 後 ）	<726,470>	<884,298>	<55,837,866>			
前年度繰越額（千円）		<114,203>				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <726,470>	0 <998,501>				
支出済歳出額（千円）	-	<738,589>				
翌年度繰越額（千円）		<137,745>				
不用額（千円）	0 #VALUE!	0 <122,167>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点	地域力創造施策の展開に要する経費のうち、「地域力創造有識者会議」の終了に伴う減額を反映した					
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>予算要求に当たっては、「地域力創造」施策の展開に要する経費等について過大な要求とならないよう、事業内容を精査し、可能な限り要求額の縮減を図っている。総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところであり、必要性、有効性等が認められる。</p> <p>このような評価結果を踏まえ、これまで以上に実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要があるため、所要の予算要求等を行ったところである。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域力創造（旧 地域振興）				番号	⑤		政策評価結果等 による見直し額	
	(千円)								
予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費	837,866	1,092,369	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計							837,866 <00,000> の内数	1,092,369 <00,000> の内数
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							837,866 の内数	1,092,369 の内数	



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:自治行政局地域政策課

政策名	地域力創造(旧 地域振興)		番号	⑤
<p>政策の概要</p>	<p>ア 地方公共団体の地域づくりの支援 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策の推進 外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下、「JETプログラム」)を実施している。また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。</p> <p>ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進(中心市街地活性化、PFI事業の支援) 中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> <p>エ 過疎地域の自立促進 人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域(過疎地域)とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。)に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進 辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。)に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>(平成19年度予算額) 726百万円</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 平成19年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等をみると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。 しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。</p> <p>(必要性) 地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対し、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置等を行うことは、地域の活性化のために必要である。</p> <p>(有効性) 地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対する総務省の情報提供や助言、財政措置等の取組については、概ね有効性が認められる。例えば、過疎地域の自立促進がなされているかについて見ると、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められるなど、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性) 総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。 しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組みを政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようにとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙 平成21年度政策評価書 273~277ページを参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等  第169回国会総理 施政方針演説</p>	<p>年月日  平成20年1月18日</p>	<p>記載事項(抜粋)  地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。</p>	

# 平成21年度主要な政策に係るモニタリング調査書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 地域力創造グループ 地域政策課、地域自立応援課、  
過疎対策室、地域振興室、コミュニティ・交流推進室  
自治行政局 国際室、自治財政局 財務調査課

評価年月 平成21年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策5 地域力創造

### 〔政策の基本目標〕

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17～21年度)に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 44% 市町村 34%	都道府県 63% 市町村 58%	調査中

(単位:百万円、%)

		18年度	19年度	20年度	後期計画合計
都道府県	計画額	2,209,385 (1,136,261)	3,227,166 (1,017,781)	4,144,928 (917,762)	4,864,272
	実績額	2,150,213 (1,058,401)	3,072,719 (922,506)	調査中	-
	進捗率	44%	63%	調査中	-

		18年度	19年度	20年度	後期計画合計
市町村	計画額	2,866,108 (1,315,266)	4,023,486 (1,157,378)	5,136,854 (1,113,368)	6,978,368
	実績額	2,388,148 (1,146,080)	3,409,925 (1,021,777)	調査中	-
	進捗率	34%	58%	調査中	-

計画額、実績額欄の上段は累計、下段（ ）書きは単年度の額である。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
辺地数	辺地数の減少	20年度	地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、辺地数が減少しているか。 ( )は前年比	6,790 ( 1.1%)	6,722 ( 1.0%)	6,719 ( 0.0%)

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	18年度		19年度		20年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業の活用状況	地方公共団体による循環型社会形成事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県指定都市	11	11	11	7	12	12
			市町村	75	65	96	85	92	88
		継続	都道府県指定都市	11	8	13	11	8	5
			市町村	50	44	50	43	56	50
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県指定都市	30	18	34	18	33	23
			市町村	61	52	56	19	67	57
		継続	都道府県指定都市	35	24	30	21	34	23
			市町村	32	28	28	16	26	22

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	18年度		19年度		20年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
地域資源 活用促進 事業の活 用状況	地方公共団体に よる地域資源活 用促進事業の活 用状況を事業数 及び団体数によ り把握する。	新規	都道府県 指定都市	18	16	17	9	22	20
			市町村	66	58	69	63	81	70
		継続	都道府県 指定都市	1	1	12	11	11	10
			市町村	24	24	24	20	32	27

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
JETプログラ ム招致人数、 招致国数	地域レベルでの国際交 流の推進に資するJET プログラムの招致人 数、招致国数が安定的に 推移しているか。	5,508人 44カ国	5,119人 41カ国	4,682人 38カ国
「地域におけ る多文化共生 推進プラン」の 普及の状況	「地域における多文化 共生推進プラン」の普及 が適切に行われている か。	平成20年度において、都道府県及び政令指定都市 を対象に7ブロックで地域国際化連絡会議を開催 し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考 としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画 の策定を要請した。		
頑張る地方 応援プログラ ムに基づくプロ ジェクトの実 施状況及び人 的支援の状況	頑張る地方応援プロ グラムが適切に実施され ているか。		6,199件	6,436件
過疎対策事業 により整備し た交流施設の 利用者数 (1施設あた りの平均)	交流施設が積極的に活 用されているか。	17千人	39千人	-
過疎地域集落 再編整備事業 によって整備 した定住団地 等の整備状況	定住促進のための定住 団地等が整備されてい るか。	4件	7件	9件

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移	<p>実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。</p> <p>実施方針は、地方公共団体がPFI法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。</p>	36件	29件	29件
PFI研修会開催回数	PFIを実施しようとする地方公共団体の職員を対象とした研修開催回数を見ることにより、PFI制度の周知活動をどの程度実施しているか。	5回	4回	3回
中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況	中心市街地活性化のための施設整備に係る地方債が積極的に活用されているか。	新規：1件 継続：2件	新規：6件 継続：-	新規：- 継続：1件
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況	都市住民の移住・交流に係る多様なニーズを満たすことができる、受入システムを構築できているか。	-	19年度は、北海道、青森、茨城、島根、20年度は、福井、和歌山、熊本において実証実験を行い、団塊世代移住型、長期滞在型、子育て世代移住型、二地域往来型など、多様なニーズを踏まえた受入れ体制の整備を検討した。	



指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
都市・農山漁村の教育交流の実施状況	教育交流に向けた情報の提供・気運醸成が図られているか。	-	-	地方セミナーや市町村関係者等に対する研修などを通じて、全国に情報提供などの支援を行うとともに、教育交流の気運醸成を図ったところ。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化		評価方式	総合	番号	⑥
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	68,108,968,129	65,681,647,616	67,044,006,528	67,703,788,875		
（ 補 正 後 ）	68,108,968,129	65,812,885,174				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	68,108,968,129 <0>	65,812,885,174 <0>				
支出済歳出額（千円）	-	65,503,191,480				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	#VALUE! <0>	309,693,694 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	省略（別紙19-4「政策評価調書（個別票②）」に記載）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	-					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○予算概算要求 地方健全化法に基づくわかりやすい財政状況の開示を徹底するため、資産債務改革を推進する地方公会計の普及促進に要する予算を引き続き要求することとし、5,187千円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○制度改正 ・評価結果を踏まえ、地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対処するため、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるなど、所要の地方財源を確保する予定。 ・評価結果を踏まえ、地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の財政運営の予見可能性の増大や地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う予定。 ・評価結果を踏まえ、平成20年度決算から財政指標が一定の水準以上の団体について計画策定の義務付け等が適用されることとなるため、財政健全化計画や財政再生計画の作成支援等を推進する予定。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化					番号	⑥			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費	69,071	68,930		
	A	2	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	地方交付税交付金	地方交付税に必要な経費	15,820,237,049	15,777,308,556		
	A	3	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	地方特例交付金	児童手当特例交付金に必要な経費	116,220,000	116,220,000		
	A	4	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	地方特例交付金	減収補てん特例交付金に必要な経費	145,791,000	161,777,000		
	A	5	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	地方特例交付金	特別交付金に必要な経費	200,000,000			
	小計						16,282,317,120 <〇〇.〇〇〇> の内数	16,055,374,486 <〇〇.〇〇〇> の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定へ繰入れに必要な経費	16,111,283,000	17,155,721,981		
	B	2	一般	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定へ繰入れに必要な経費	462,011,000	277,997,000		
	B	3	特別会計	交付税及び譲与税配付金勘定	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	34,188,395,408	34,214,695,408		
	B	4								
小計						50,761,689,408 <〇〇.〇〇〇> の内数	51,648,414,389 <〇〇.〇〇〇> の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
小計						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
小計						の内数	の内数			
合計						67,044,006,528 の内数	67,703,788,875 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化			番号	⑥			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				

該当なし

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:自治財政局財政課

<p>政策名</p>	<p>地方財源の確保と地方財政の健全化</p>	<p>番号</p>	<p>⑥</p>
<p>政策の概要</p>	<p>地方公共団体の財政運営に支障がないように所要の地方財源の確保を図るとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、地方財源の確保が図られた。また、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化や公債費負担の適正化も進展した。さらに、地方公共団体財政健全化法に基づく財政指標の公表が全ての地方公共団体について行われ、財政指標の公表等を通じた財政健全化への取組が進展した。</p> <p><b>(必要性)</b>                  ① 地方公共団体の担う行政サービスを的確に実施できるようにするため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。                  ② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。                  ③ 地域の基本的な行政サービスを安定的に供給するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要があり、そのため、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化や地方公共団体財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することによる財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  地方交付税の算定方法の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p><b>(有効性)</b>                  ① 地方交付税を規定の加算とは別枠で1兆円増額するなどにより、平成21年度の地方交付税総額は前年度に比べ4,141億円の増となることなどをはじめとして、地方財源の確保・保障がなされているため、地方財政計画の策定について有効性が認められる。                  ② 地方交付税については、平成20年度においても算定方法の簡素化・透明化を進展させており、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。                  ③ 平成20年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。                  ④ 地方公共団体財政健全化法に基づき全ての団体が平成19年度決算に基づく財政指標の公表等を行ったところであり、財政指標の適切な公開による財政の早期健全化に向けた取組が進展したため、有効性が認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                  ① 平成22年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。                  ② 地方交付税については、引き続き、財源保障機能や財源調整機能を適切に発揮することができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。                  ③ 公債費負担適正化については、平成21年度以降も5市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。                  ④ 地方公共団体財政健全化法の本格施行により、平成20年度決算から、財政指標が一定水準以上の団体について財政健全化計画や財政再生計画の策定の義務付け等が適用されることとなるため、上記計画の作成支援等を推進する。</p>		

別紙(19-4)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地方財政計画の規模	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円	82 兆 5,557 億円
一般財源比率	68.1%	68.4%	65.3%
地方債依存度	11.6%	11.5%	14.3%
借入金残高	199 兆円	197 兆円	197 兆円
地方債計画の規模	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円	14 兆 1,844 億円

※参考となる指標の進捗状況については、それぞれの表題の年度の次年度の内容を記載している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	第2章 成長力の強化 2. 地域活性化 (1) 地方再生 【具体的手段】 (1) 地域活性化の支援 地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分する。等

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築		評価方式	⑥ 総合・実績・事業	番号	⑦
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	709,164,162	702,752,902	1,461,847,579	2,226,944,723		
（ 補 正 後 ）	709,164,162	692,652,902				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	709,164,162 <0>	692,652,902 <0>				
支出済歳出額（千円）	-	678,733,361				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	#VALUE! <0>	13,919,541 <0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙 平成21年度評価書73、74、75ページ、指標『地方税制改正の概要』、『国・地方の財源配分（国：地方）』、『地方税収の人口一人当たり税収額指数（最大／最小）』、『地方税収の推移』、『歳入総額に占める地方税の割合の推移』、『都道府県税及び市町村税の税収構成比』、『地方税の滞納額（累計）の推移』を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等への反映状況	○予算要求 評価結果を踏まえ、事務事業の見直しを行いつつ、地方税制度改正等を確実に執行するため、必要な予算を要求した。 ○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、地方税制度改正等を確実に執行するため、必要な定員を要求した。（定員要求3名）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築					番号	⑦			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費	47,579	44,723	124	
	A	2	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	地方揮発油税譲与金に必要な経費	176,400,000	246,900,000		
	A	3	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	地方道路譲与税譲与金に必要な経費	104,800,000			
	A	4	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	石油ガス譲与税譲与金に必要な経費	13,300,000	12,800,000		
	A	5	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	自動車重量譲与税譲与金に必要な経費	330,000,000	194,000,000		
	A	6	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	航空機燃料譲与税譲与金に必要な経費	15,200,000	14,400,000		
	A	7	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	特別とん譲与税譲与金に必要な経費	12,500,000	12,800,000		
	A	8	特別	交付金及び譲与税配付金勘定	地方譲与税譲与金	地方法人特別譲与税譲与金に必要な経費	809,600,000	1,746,000,000		
	小計					1,461,847,579	2,226,944,723	<>の内数	<>の内数	124
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計					<>の内数	<>の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1				<	>	<	>	
	C	2				<	>	<	>	
	小計					の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1				<	>	<	>	
	D	2				<	>	<	>	
	小計					の内数	の内数			
合計					1,461,847,579	2,226,944,723	の内数	の内数	124	



政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		分権型社会を担う地方税制度の構築				番号	⑦		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
地方税制度の整備に必要な経費	A	1	47,579	44,723	△ 2,856	124	124	予算の執行状況を踏まえ、事務事業の統合等の見直しにより、予算の減額要求を行った。	
合計						124	124		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:自治税務局企画課総務室

<p>政策名</p>	<p>分権型社会を担う地方税制度の構築</p>		<p>番号</p>	<p>⑦</p>
<p>政策の概要</p>	<p>平成21年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 平成21年度地方税制改正における取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。 しかしながら、地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。</p> <p><b>(必要性)</b> 地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b> 各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った等から効率性が認められる。</p> <p><b>(有効性)</b> 参考となる指標のうち、平成19年度決算における国と地方の税収比は56.3:43.3となり、平成18年度に比べ地方の配分比率が3.0ポイント増加している等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実等について一定の有効性が認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体形の構築を進める。 また、経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。 具体的には、 ・当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること、 ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 等を目指す。</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
<p>第171国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>第171国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成21年1月28日</p>	<p>経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。</p>	

(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p> <p>平成21年度税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 59.7：40.3	(決算) 56.7：43.3	調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税収の人口一人当たり 税収額指数 (最大/最少)	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税(清算後) 1.9倍 固定資産税 2.3倍	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	調査中
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	(決算額) 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	(決算額) 地方税計 40.3兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.3兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円	調査中
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	39.9%	44.2%	調査中
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.4% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.2% 軽油引取税 5.5%	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	その他 8.1% (市町村税：決算) 個人市町村民税 33.8% 法人市町村民税 14.0% 固定資産税 39.9% 都市計画税 5.6% その他 6.7%	調査中
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	19,245 億円	19,761 億円	調査中

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	選挙制度等の適切な運用		評価方式	⑥ 総合・実績・事業	番号	⑧
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	<58,708,660>	<546,047>		73,571,415		57,013,736
（ 補 正 後 ）	<58,708,660>	<546,047>				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	0 <58,708,660>	0 <546,047>				
支出済歳出額（千円）	-	<479,640>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0 #VALUE!	0 <66,407>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②を参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果も踏まえ、所要額を要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	選挙制度等の適切な運用					番号	⑧		
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費	5,242,551	2,550,190	
	A	2	一般	総務本省	選挙制度等整備費	衆議院議員総選挙に必要な経費	67,707,137		
	A	3	一般	総務本省	選挙制度等整備費	最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費	621,727		
	A	4	一般	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費		54,463,546	
	小計							73,571,415	57,013,736
							<00,000> の内数	<00,000> の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							000,000	000,000
							<00,000> の内数	<00,000> の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							73,571,415	57,013,736	
							の内数	の内数	





評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:自治行政局選挙部管理課

政策名	選挙制度等の適切な運用	番号	⑧
<p>政策の概要</p>	<p>社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度の確立を図る。</p> <p>選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。</p> <p>政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。</p> <p>以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について 「首長の多選問題に関する調査研究会」及び「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたことにより、各方面からの指摘等を踏まえて所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができ、有効性等が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について 参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行し、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られつつ、滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しており、有効性等が認められる。</p> <p>(必要性) 選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えること及び政治活動の公明と公正を確保することとなるため、民主政治の健全な発達に必要不可欠な施策である。</p> <p>(効率性) 参議院議員通常選挙の執行経費の基準となる「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円(前回基準比5.5%減)の節減を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について 平成18年中に相次いだ都道府県知事の不祥事を背景に地方公共団体の長の多選制限の議論における憲法論に焦点を当て調査研究を行う「首長の多選問題に関する調査研究会」及び平成19年4月に行われた統一地方選挙における各方面からの指摘を背景に補充立候補の届出期間や決選投票制度等のあり方について検討する「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」をそれぞれ発足させ、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、有効性が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について 第21回参議院議員通常選挙においては、投票用紙計数機等の選挙用電子機器の活用による選挙の管理執行の効率化や、期日前投票所の増加、バリアフリー対策を必要とする施設の減少といった選挙人の利便性の向上が図られつつ、管理執行上問題となった事例も60~80件台で推移しているが滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性が認められる。また、様々な要因によって左右されるものであるが、投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回った。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について 政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き、政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保することで政治資金の透明性確保に寄与しているため、有効性が認められる。</p>		

別紙(19-4)

(反映の方向性)

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

別紙 平成21年度政策評価書 278～280ページを参照

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)		該当無し	

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 選挙部 選挙課、管理課、政治資金課

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

〔政策名〕

政策 8 選挙制度等の適切な運用

〔政策の基本目標〕

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 23 年度

## 2 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
選挙制度の調査状況等	選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等に対応しているか。	<p>首長の多選関係</p> <p>平成 18 年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られたことに伴い、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」(平成 18 年 12 月 1 日～平成 19 年 5 月 30 日)を設け、多選制限が憲法上許容されるか否かについて検討が行われた。</p> <p>補充立候補等関係</p> <p>平成 19 年 4 月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書い</p>		

		<p>た期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされたこと等に伴い、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」(平成19年5月14日～平成19年10月29日)を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い等について検討が行われた。</p>
--	--	---

指標等	分析の視点	13年度 (第19回参議院議員 通常選挙)	16年度 (第20回参議院議員 通常選挙)	19年度 (第21回参議院議員 通常選挙)
在外選挙人名簿登録者数	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進が図られているか。	73,651人	80,885人	102,551人
選挙の管理執行状況(管理執行問題件数、電子機器利用状況、障害者対策投票所数及び期日前投票所数等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙が問題なく管理執行されているか。</li> <li>選挙管理執行事務が効率的に処理されているか。</li> <li>期日前投票所の増加やバリアフリー対策を要する施設の減少によって選挙人の利便性が確保されているか。</li> </ul>	管理執行問題件数 76件	管理執行問題件数 63件	管理執行問題件数 83件
		電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 10.47%	電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 22.37%	電子機器利用状況(投票所入場券バーコード化) 50.03%
		(投票用紙計数機) 84.45%	(投票用紙計数機) 83.30%	(投票用紙計数機) 91.07%
		期日前投票制度は平成16年度から実施	期日前投票所数 4,486箇所	期日前投票所数 4,519箇所
		・入口に段差のある期日前投票所割合 - %	・入口に段差のある期日前投票所割合 22.76%	・入口に段差のある期日前投票所割合 14.08%
・入口に段差のある投票所割合 67.61%	・入口に段差のある投票所割合 63.76%	・入口に段差のある投票所割合 55.34%		
・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 - %	・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 23.70%	・入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 22.63%		
・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.40%	・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.65%	・入口と同一フロアに設置できない投票所割合 1.98%		
国内投票率(比例)	様々な要因によって左右されるものであるが、より多くの国民が選挙制度を理解し、自発的に投票に参加しているか。	56.44%	56.57%	58.67%
在外投票率(比例)		29.94%	25.52%	23.59%
年齢別投票率(抽出)		20～24歳 31.36%	20～24歳 31.51%	20～24歳 32.82%
		65～69歳 76.07%	65～69歳 75.43%	65～69歳 77.72%

上記における参考となる指標は、総務省が作成する参議院議員通常選挙結果調から引用した。なお、平成19年度分については、速報値であり、今後異動する可能性がある。

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
政治資金収支報告書等の公表状況等	収支報告書の定期公表時において、毎年、例年と同水準の公表率(収支報告書の提出率)を確保できているか。 (国民の監視と批判の下、政治活動が行われるようにするという法の趣旨を実現するために必要。)	83.6% (3,887 団体 / 4,649 団体)	84.5% (3,853 団体 / 4,559 団体)	85.1% (3,845 団体 / 4,516 団体)

上記における参考となる指標は、毎年度発表される報道資料である「政治資金収支報告書の概要」から引用した。

政策評価調書（個別票①-1）

別紙(19-3)

【政策ごとの予算額等】

政策名	電子政府・電子自治体の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑨
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	8,565,173	8,932,114	10,912,690		11,039,843	
（ 補 正 後 ）	8,417,797	8,932,114	22,010,849			
前年度繰越額（千円）	309,179	234,629				
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	8,726,976	9,166,743				
支出済歳出額（千円）	—	4,707,704				
翌年度繰越額（千円）	234,629					
不用額（千円）		4,459,039				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況						

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				番号	⑨		(千円)
		予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費	8,379,398	7,328,995	315
	A	2	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	文書管理業務・システムの最適化実施に必要な経費	509,202	817,843	
	A	3	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	職員等利用者認証業務・システムの最適化実施に必要な経費	491,890	508,811	
	A	4	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	物品調達業務・システムの最適化実施に必要な経費	817,745	1,046,038	
	A	5	一般	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	共同利用システム基盤業務・システムの最適化実施に必要な経費	714,455	1,338,156	
	小計							10,912,690	11,039,843
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入				
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇>の内数	〇〇〇,〇〇〇 <〇〇,〇〇〇>の内数
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●運営費		< >	< >	
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●施設整備費		< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							10,912,690 の内数	11,039,843 の内数	315

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		電子政府・電子自治体の推進				番号	⑨		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
情報システム統一研修運営費	A	1	143,250	136,336	△ 6,914	△ 315	△ 315	執行状況を踏まえ、情報システム統一研修運営費のうちオンライン研修の運用支援業務について、平成21年度契約実績額を反映させることにより、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 315	△ 315		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 行政管理局行政情報システム企画課  
自治行政局地域情報政策室

評価実施時期: 平成20年7月

政策名	電子政府・電子自治体の推進	番号	⑨
<p>政策の概要</p>	<p>○電子政府の推進 「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定)等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指すものである。 (ア) 国民の利便性・サービスの向上 「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い(年間10万件以上)手続を中心とした165手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。 (イ) IT化に対応した業務改革 行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。</p> <p>○電子自治体の推進 「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていく。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>○ 電子政府の推進 (総合的評価) 全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>(必要性) オンライン利用率は上昇傾向にあるものの、19年度実績で20.5%と依然として低調であることから、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、取組の一層の強化が必要である。 また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成19年度末現在84分野で策定されており、同計画の実施や評価などPDCAサイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。</p> <p>(有効性) 国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19年度のオンライン利用率は20.5%と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。 ・国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成19年3月改定)における利用促進対象165手続について、平成19年度の実績をみるとオンライン利用率は22.7%となっている。 ・電子政府の総合窓口(e-Gov)全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成19年度実績においては前年の1.4倍の5,000万件超となっている。 ・84分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約1,200億円と試算しているが、平成18年度においては(平成19年度実績は集計中)、経費削減効果が約271億円と当初見込んでいた約258億円を超える効果を上げている。</p> <p>(効率性) CIO補佐官等連絡会議やPMO制度を通じて、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。</p>		

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	(反映の方向性) 「IT政策ロードマップ」(平成20年6月11日IT戦略本部決定)別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画を本年8月末までにとりまとめ、今後はこれに基づき、オンライン利用促進方策を積極的に推進していく。 最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、これらを含めた全体のPDCAサイクルを通じて、政府全体として、業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。		
	○ 電子自治体の推進 (総合的評価) 公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。 今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。		
(必要性) 電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。 総務省ではこれに対応するため、平成19年3月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。			
(有効性) (効率性) 行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保について、オンラインの利用促進、共同アウトソーシング等の推進状況、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況等を見ると、概ね有効性があったと認められる。 例えば、総務省では、公的個人認証に対応した電子申請システムについて、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成19年度においても引き続き実施したところであり、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成19年度32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められる。			
(反映の方向性) 自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきていることから、引き続き推進していく必要がある。今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 別紙 平成21年度政策評価書 281～282ページを参照			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局 行政情報システム企画課

自治行政局 地域政策課 地域情報政策室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策 9 電子政府・電子自治体の推進

### 〔政策の基本目標〕

電子政府の推進

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。

電子自治体の推進

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22 年度	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上が図られているか。	15.3%	20.5%	調査中
市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22 年度	市町村において、公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるか。	31.5%	33.2%	調査中
地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22 年度	オンライン利用率の向上が図られているか。	17.5%	23.8%	調査中

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用件数の増加が図られているか。	約1億2,400万件	約1億6,900万件	調査中
電子政府の総合窓口（e-Gov）へのアクセス件数（利用件数）	国の行政ポータルサイトであるe-Govが実際に利用されているか。	約3,700万件	約5,222万件	約7,560万件
最適化計画の策定・実施状況	業務・システムの合理化等を内容とする計画が、適切に策定されているか。	最適化計画83分野を策定済	最適化計画84分野を策定済	最適化計画86分野を策定済
調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数 注	調達指針の趣旨や内容に沿った調達が行われているか。	-	26件	38件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取り組みとして、 ・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表（2007年5月22日） ・公的個人認証サービスにおける暗号化方式等の移行に関する検討会の報告書を公表（2009年1月26日） ・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。		
住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約141万枚	約234万枚	約340万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれくらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約7,000万件	約9,900万件	約11,000万件

（注） 本指針は平成19年7月1日から適用されており、最適化の対象となっている又は予定価格が80万SDR（1億4,000万円）以上と見込まれる、情報システムの調達が対象。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑩
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（当初）	42,277,744	44,717,294	43,791,649	42,073,780		
（補正後）	42,277,744	44,717,294				
前年度繰越額（千円）	—	0				
予備費使用額（千円）	—	0				
流用等増△減額（千円）	—	0				
歳出予算現額（千円）	—	44,717,294				
	—	<0>				
支出済歳出額（千円）	—	44,580,200				
	—					
翌年度繰越額（千円）	—					
	—					
不用額（千円）	—	137,094				
	—	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>○我が国の国際競争力強化や社会問題解決に資する研究開発施策・課題やを一層重点的に推進する。</p> <p>○標準化活動に係る支援策を、より一層戦略的に実施する。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>○政策評価結果等を踏まえ、我が国の国際競争力を強化する等の観点から抽出された重点研究開発課題を着実に推進するため、「超高速光エッジノード技術の研究開発」他4課題に要する経費にかかる予算を新たに要求することとし、平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○サービス提供事業者やメーカーを問わずに、サービスやデジタルコンテンツを同一ホームネットワーク上で共有することを実現する環境を整備し、同一ホームネットワークに接続された機器間の通信等を高効率に制御することによって、環境への負荷低減につながる技術を確立するため、「環境負荷低減に資するホームネットワーク技術の研究開発」に要する経費に係る予算を要求することとし、3.5億円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>○通信・放送の融合・連携環境において、グローバルな市場や技術の状況を踏まえつつ、情報通信技術の便益を利用者に還元する観点から、戦略的に国際標準化を推進するに際し、諸外国の国際標準化動向等を調査するため、「情報通信分野における標準化活動の強化」に要する経費に係る予算を要求することとし、1.7億円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進					番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
								(千円)		
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費	4,097,838	3,441,231		
	A	2	一般	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	ユビキタスネットワーク社会実現のための技術戦略に必要な経費	5,413,577	6,072,572	754,437	
	A	3	一般	総合通信局	ユビキタスネットワーク整備等推進費	ユビキタスネットワーク社会実現のための技術戦略に必要な経費	19,886			
	A	4								
	小計							9,531,301 の内数	9,513,803 の内数	754,437
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	独立行政法人情報通信研究機構運営費	独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費	34,200,000	32,499,629		
	B	2	一般	総務本省	独立行政法人情報通信研究機構施設整備費	独立行政法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費	60,348	60,348		
	B	3								
	B	4								
	小計							34,260,348 の内数	32,559,977 の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	
合計							43,791,649 の内数	42,073,780 の内数	754,437	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進			番号	⑩				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
情報通信分野における標準化活動の強化	A	2	135,714	168,528	32,814	△ 29,356	△ 29,356		政策評価結果等を踏まえ、調査対象とする分野を絞り、予算額を削減。なお、新たに規格の策定支援等を実施するため、全体の予算額は増額となっている。
消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発	A	2	725,081		△ 725,081	△ 725,081	△ 725,081		政策評価結果等を踏まえ、次年度以降は廃止する予定。
合計			860,795	168,528	△ 692,267	△ 754,437	△ 754,437		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成 21 年 7 月

担当部局名:情報通信国際戦略局技術政策課

<p>政策名</p>	<p>情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>		<p>番号</p>	<p>⑩</p>																																									
<p>政策の概要</p>	<p>我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)に基づく取組を実施する。</p>																																												
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  専門家による評価の結果、平成20年度に実施された研究開発課題の99%について「成果あり」との結果が得られており、目標(90%以上)を達成している。なお、平成20年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により167件の研究開発事業が、総額約93億円の予算により実施され、論文数が1191件、特許申請数が国内外を合わせ200件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。                  また、「戦略的情報通信研究開発推進制度(国際技術獲得型研究開発)」等の実施によって、ITU、IETF等への標準提案が71件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。</p> <p><b>(必要性)</b>                  平成20年度は、社会的な動向等に応じた機動的な課題設定、重点化を行うとともに、的確な制度運用を行った結果、論文数等の指標においてあらかじめ設定した目標値を上回る研究開発成果が表れたものと、外部専門家からもその成果を評価されていると考えられている。                  また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準の維持・向上に資するものであり、有効性がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                  平成20年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加え、情報通信技術に精通している外部専門家等による助言を受けて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p> <p><b>(有効性)</b>                  平成20年度に実施された研究開発事業の成果は、「ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発」など、我が国の国際競争力の強化等に資するものであり、論文数等の指標において目標値を上回る研究開発成果が表れていることや、外部専門家からも成果ありと評価されていることより、有効性が認められる。                  また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国際競争力を確保する観点から、また我が国が直面する様々な社会問題を解決する観点から、引き続きユビキタスネット社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発の推進への取組の強化を行う。</li> <li>我が国の国際競争力を強化する観点から、研究開発成果が速やかに国内外へのサービス・製品展開につながるような中長期的な技術開発力を強化することに重点を置き、標準化については、標準化活動に携わる若手人材の育成等の支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組む。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="430 1680 1228 1915"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論文数</td> <td></td> <td>件</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>998件 (161課題)</td> <td>1013件 (161課題)</td> <td>1191件 (167課題)</td> <td>1課題あたり1件以上</td> <td>実施された研究開発に基づく成果が出ているか。第三者にPRされているか</td> </tr> <tr> <td>専門家による評価において成果ありと評価される割合</td> <td></td> <td>%</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>99%</td> <td>100%</td> <td>99%</td> <td>90%</td> <td>実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用であったか</td> </tr> <tr> <td>ITU、IETF等における標準提案の件数</td> <td></td> <td>件</td> <td>20年度 (単年度)</td> <td>64件</td> <td>90件</td> <td>71件</td> <td>20件</td> <td>研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に進められているか</td> </tr> </tbody> </table>						達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	論文数		件	20年度 (単年度)	998件 (161課題)	1013件 (161課題)	1191件 (167課題)	1課題あたり1件以上	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。第三者にPRされているか	専門家による評価において成果ありと評価される割合		%	20年度 (単年度)	99%	100%	99%	90%	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用であったか	ITU、IETF等における標準提案の件数		件	20年度 (単年度)	64件	90件	71件	20件	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に進められているか
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値							目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																																	
				18年度	19年度	20年度																																							
論文数		件	20年度 (単年度)	998件 (161課題)	1013件 (161課題)	1191件 (167課題)	1課題あたり1件以上	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。第三者にPRされているか																																					
専門家による評価において成果ありと評価される割合		%	20年度 (単年度)	99%	100%	99%	90%	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用であったか																																					
ITU、IETF等における標準提案の件数		件	20年度 (単年度)	64件	90件	71件	20件	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が積極的に進められているか																																					
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説</p> <p>重点計画-2008 (ICT戦略本部)</p> <p>ICT政策ロードマップ</p>	<p>年月日</p> <p>平成21年1月28日</p> <p>平成20年8月20日</p> <p>平成20年6月11日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>今後二、三年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も、策定します。</p> <p>中長期的な視点に立脚したIT分野の研究開発を戦略的、重点的に推進する。また、研究体制・評価制度の整備、研究成果の活用促進等を通じ競争的で技術革新を絶えず生み出す研究開発環境を構築することに取り組む。</p> <p>・ICT分野における研究開発・標準化・知的財産戦略の一体的推進                  ・我が国の国際標準化活動の強化</p>																																										



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術高度利活用		評価方式	総合(実績)事業	番号	①
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	5,748,880	8,177,034	7,096,272	15,159,751		
（ 補 正 後 ）	5,748,880	13,484,272				
前年度繰越額（千円）	—	107,990				
予備費使用額（千円）	—	0				
流用等増△減額（千円）	—	0				
歳出予算現額（千円）	—	13,592,262				
	—	<0>				
支出済歳出額（千円）	—	7,906,109				
	—					
翌年度繰越額（千円）	—	4,871,050				
	—					
不用額（千円）	—	815,102				
	—	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	評価結果における指標の状況等を踏まえ、「情報通信分野のベンチャー企業支援」、「テレワーク共同利用型システム実証実験」、「コンテンツ取引市場形成に関する実証実験」、「字幕番組・解説勉強等の制作の促進」、などについて、予算要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	情報通信技術高度利用					番号	⑩	(千円)		政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術高度利用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	7,096,272	15,159,751		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						7,096,272 の内数	15,159,751 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						7,096,272 の内数	15,159,751 の内数			



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成19年 7月

担当部局名:情報流通行政局情報流通振興課

政策名	情報通信技術高度利活用の推進		番号	①
<p>政策の概要</p>	<p>情報通信技術の利活用高度化を図るための                      1 情報通信技術による先進的システム改革の推進                      2 コンテンツの創造・流通・利用促進                      3 情報通信技術人材活用の推進等</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                      ・情報通信ニュービジネスの振興については、平成20年度助成金交付事業者の事業化率が助成年度終了時点で既に39%に達しており、他の交付事業者も順次事業化を予定していることから、事業化率はさらなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。                      ・テレワーク・SOHOの推進については、総務省職員によるテレワークの本格開始や産学官一体による「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など普及に直結する実践的な取組により、社会的認知の向上やテレワークに関する情報共有の機会が増加しており、有効性が認められる。</p> <p><b>(必要性)</b>                      ICTは、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせるものであり、IT戦略本部において、政府一体となったIT戦略(i-Japan戦略2015等)を策定・推進しているところである。これを受け、社会・経済のICT化を着実に推進する必要がある。                      一方、社会・経済のICT化が進むことによって生じる様々な問題・課題が懸念されており、これらの問題・課題に適切に対処し、利用環境を整備することによって、安心・安全なICT利活用を促進する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b>                      ・情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上については、国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整備することなどにより、効率的に迅速な対応等を行うことが可能となる。                      ・情報通信分野の人材育成については、助成対象となる研修事業の内容を高度なもの(例えば、ITアーキテクト等、情報通信システム等の開発の上流工程を担う人材を育成する研修事業)に限定し効率性を高めている。                      ・単独では民間からの出資を得ることが困難なスタートアップ期のICTベンチャーに対し、国が一部の資金を助成し、民間からの出資を後押しするスキームを構築することにより、効率的な支援を行っている。                      ・テレワーク・SOHOの普及促進に繋がるより実践的な取組となるよう、「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図り、効率性を高めている。</p> <p><b>(有効性)</b>                      ・情報通信ニュービジネスの振興については、平成20年度助成金交付事業者の事業化率が助成年度終了時点で既に39%に達しており、他の交付事業者も順次事業化を予定していることから、事業化率はさらなる上昇が見込まれ、有効性が認められる。                      ・自ら率先して普及させる観点からの総務省職員によるテレワークの開始や「テレワーク推進フォーラム」と連携した普及啓発施策等の実施など実践的な取組により、有効性を高めている。</p> <p><b>(反映の方向性)</b>                      ・コンテンツの利用・流通に関するルールのあり方についての調査研究及び実証実験のための予算措置                      ・IPネットワークを利用したコンテンツの流通に向けた開発・実証のための予算措置                      ・高度情報通信人材育成に向け、取り組みを引き続き推進                      ・助成した研修事業の評価の在り方等を引き続き検討                      ・ICTベンチャーの経営人材育成の充実を検討</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>                      別紙 平成21年度政策評価書 283～286ページを参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
	<p>第百六十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成19年1月26日</p>	<p>「チャンスにあふれ、何度でもチャレンジが可能な社会」の構築                      テレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進します。</p>	
	<p>日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～</p>	<p>平成19年1月25日</p>	<p>第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略                      ―新たな「創造と成長」への道筋―                      (1)潜在成長力を高めるための大胆な改革                      (ii)生産性向上への取組                      (ITとサービス産業の革新による生産性の向上)                      産業横断的に生産性向上の最重要の手段となるのはITである。ITにより競争力の強化と中小企業の経営力の向上を促進するとともに、コンテンツ市場の拡大を図る。また、テレワーク人口の倍増を目指すなど、ITを活用した就業の機会の拡大を図る。</p>	
	<p>IT新改革戦略</p>	<p>平成18年1月19日</p>	<p>II 1. ○世界一安全な道路交通社会</p>	
	<p>i-Japan戦略2015</p>	<p>平成21年7月6日</p>	<p>I (3)2(1)実践的な教育拠点の広域展開・充実                      II 2. テレワーク就労人口の拡大</p>	

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報流通行政局情報流通振興課

情報流通振興課、情報流通高度化推進室

情報通信作品振興課、情報通信利用促進課

地域通信振興課、地方情報化推進室

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

総合通信基盤局電波部移動通信課

評価年月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

〔政策名〕

政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進

〔政策の基本目標〕

社会・経済の ICT 化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等による ICT 利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

## 2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	18～20 年度に助成した案件の平均事業化率が 70%	22 年度	ニュービジネスの創出状況を示すものとして主たる実施手段であり、且つ測定可能な「事業化率」を採用。 目標値としては、ベンチャー助成金の事業化率の現状を勘案し、実現可能な水準に設定。	25%	31%	39%
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2 割	22 年度	「IT 新改革戦略」、「経済財政改革の基本方針 2007」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標を達成しているかどうか。			15.2%

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
「インフラ協調による安全運転支援システム」の通信方式の検証	通信特性の把握	21年度	「IT新改革戦略」(IT戦略本部、平成18年1月)において、「インフラ協調による安全運転支援システム」の2010年からの実用化が目標とされていること。		これまでの実証実験の成果を活用し、実環境において大規模な実証実験を実施。	これまでの実験結果から、様々な環境を想定した実験を行い、通信特性について総合検証を実施。
コンテンツの流通促進に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証が進んでいるか。		情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を推進。 多様なネットワーク環境におけるコンテンツ流通促進に関する実証実験やコンテンツの権利処理の円滑化に向けた実証実験を実施し、必要な機能等の検証、課題の抽出等を行った。	
公共利用等の映像配信に関する実証実験の目標達成度	実証実験等の実施	21年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動の実施。		19年度は、通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。 20年度は、19年度の成果を踏まえ、公共目的等の大容量コンテンツを効率的に配信するP2P技術を用いた実証実験を複数実施し効率性を実証。また、シンポジウム等により普及啓発を実施。	

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
情報通信分野の研修受講者数	11,200人 (平成20年度～平成23年度までの累計)	23年度	事業の推進により、情報通信分野の専門的な知識及び技能等を有する人材の育成が図られているか。	2,677人	2,564人	2,561人
字幕付与可能な放送時間 <sup>1</sup> に占める字幕放送時間の割合	100%	29年度	聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な字幕放送が拡充されているか。	(77.8% <sup>2</sup> )	(89.0% <sup>2</sup> )	調査中
地域の課題解決に対するICTの寄与状況	地域ICT活用モデルの構築	21年度	「IT新改革戦略」(IT戦略本部、平成18年1月)において、「先進的なモデル地域における利用・活用の具体化を通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくこと」とされており、先進的モデル地域の事業実施箇所数。		29地域	・19年度からの継続25地域 ・20年度新規25地域(うち、重点施策として遠隔医療モデルを10地域)

1 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組。

2 平成19年までを目標とした行政指針における、字幕付与可能な放送時間(生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までの新たに放送するすべての放送番組の放送時間)に占める字幕放送時間の割合であり、現在の指標に沿った実績値ではない。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
実証実験の目標達成度	地域情報プラットフォームの実証	20年度	様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える電子行政サービス基盤の標準モデルを構築するための実証が進んでいるか。			「引越ワンストップサービス分野」・「地域活性化分野」を対象に実証実験を実施。
ユビキタス特区におけるICTサービスの開発・実証等の推進状況	新たなICTサービスモデルの確立	23年度	国際展開可能な新たなICTサービスモデルの確立に向けて、「ユビキタス特区」におけるICTサービスの開発・実証等がプロジェクトごとに定めた基本計画書に沿って推進されているか。	(20年度より開始) 20年度に開始した11件の開発・実証等は、プロジェクトごとに定めた基本計画書に沿って推進されている。なお、以上は、外部有識者による評価会にて成果に関する一定の評価を得ており、11件とも21年度も継続して実施している。		

### 3 その他特記事項

特段なし



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	ユビキタスネットワークの整備		評価方式	総合・実績事業	番号	⑫
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	14,643,318	14,003,981		13,911,247		5,214,486
（ 補 正 後 ）	14,643,318	23,938,721		176,903,513		
前年度繰越額（千円）	—	3,908,233				
予備費使用額（千円）	—	0				
流用等増△減額（千円）	—	0				
歳出予算現額（千円）	—	27,846,954				
	—	<0>				
支出済歳出額（千円）	—	12,800,130				
	—					
翌年度繰越額（千円）	—	12,032,412				
	—					
不用額（千円）	—	3,014,412				
	—	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別表②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	評価の結果を踏まえ、あらゆる人・モノが多様なネットワークでつながる環境を整備し、電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人財分野等におけるニーズに十分対応できる速度、品質、信頼性を有するブロードバンド基盤の高度化に向けた取り組みを推進するための予算要求を行うこととした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	ユビキタスネットワークの整備					番号	⑫	(千円)		政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	ユビキタスネットワーク整備費	ユビキタスネットワーク整備に必要な経費	11,612,074	4,126,698		
	A	2	一般	総務本省	情報通信格差是正事業	情報通信格差是正事業に必要な経費	2,240,000	1,006,000		
	A	3	一般	総合通信局	ユビキタスネットワーク整備等推進費	ユビキタスネットワーク整備に必要な経費	59,173	81,788		
	A	4								
	小計						13,911,247 — の内数	5,214,486 — の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計						の内数	の内数		
合計						13,911,247 の内数	5,214,486 の内数			



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:情報流通行政局地域通信振興課

<p>政策名</p>	<p>ユビキタスネットワークの整備</p>		<p>番号</p>	<p>⑫</p>
<p>政策の概要</p>	<p>2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域を解消するために、条件不利地域等の情報通信基盤の整備を推進するとともに、地域公共ネットワークの全国的普及の推進への取組を実施する。 また2011年地上デジタル放送への移行に万全を期すため、地上デジタル放送の推進のための総合的な対策を実施するとともに、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、NHKによる映像国際放送等の充実を図る。</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> <b>(総合的評価)</b> ・国民生活に不可欠なものとなっている情報通信サービスを全国で利用できる環境を整備するため、情報通信基盤を整備する地方公共団体等への支援等をおこなってきたところであり、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)の指標等をみると一定の有効性等があったといえる。 ・放送政策の推進については、携帯端末向けマルチメディア放送に関して、法律案が国会に提出されるなど、調査研究の結果が着実に政策に反映されている。 ・地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局の整備状況、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度は順調に推移しており、また、デジタル対応受信機器についても当初の目標に近い水準まで普及が進みつつある状況である。 ・映像国際放送の充実についても、本年2月より新たな外国人向け映像国際放送が開始されるなど、着実に効果を上げているものと認められる。</p> <p><b>(必要性)</b> ・情報化が進展する今日、多くの情報通信サービスが国民生活に不可欠なものとなっているが、民間事業者の採算性の観点から地域ICT基盤の整備等が期待できない地域が多数存在している。これらの課題解決に向け地域ICT基盤の高度化、利活用、人材育成について国が各取組の整合性を図り、中長期的・総合的に実施することが地域情報化の効率的・効果的な推進には不可欠である。 ・放送のデジタル化について、2011年7月のデジタル放送への完全移行が円滑に行われるよう、国民への働きかけや送受信環境の整備促進等について、引き続き対応していく必要がある。 ・国際放送についても、放送に係る国際競争力強化のため、引き続き取組を進めていく必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b> ・個々の地域におけるブロードバンドの具体的な高度化について、関係する地方公共団体、事業者等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。 ・地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、国民の理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル化改修、デジタル中継局の整備等の整備等の推進に当たっては、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係者と連携し適切な役割分担を行い、効率的に実施している。</p> <p><b>(有効性)</b> ・地域の特性に応じた教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地方公共団体等への支援の取組については、ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)が平成20年9月末時点では98.6%となっている等、着実に進歩していることから有効性が認められる。 ・地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、デジタル中継局等の整備状況97%、国民におけるアナログ放送の終了時期の認知度が89.6%に達していることから有効性があるといえる。 ・我が国のデジタル放送方式が新たにペルーにおいて採用されており有効性が認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b> ・残りのブロードバンド・ゼロ地域を解消すべく、民間による整備を促進していくとともに、条件不利地域等において、情報通信基盤の整備を行う地方公共団体等への支援を実施していく。 ・地上デジタルテレビジョン放送への完全移行については、残されたわずかな期間で、円滑にデジタル放送に移行できるよう、国民における理解醸成、受信機器の普及、共聴施設のデジタル改修、デジタル中継局の整備等にさらに徹底して取り組んでいく必要がある。 ・国際放送の強化については、引き続き、対外情報発信力の強化に向けた取組を行う必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 別紙 平成21年度政策評価書 96～99ページを参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	
	<p>i-Japan戦略2015 (IT戦略本部)</p>	<p>平成21年7月6日</p>	<p>・様々な人・モノがニーズに応じて、多様なネットワークでシームレスにつながる環境を整備し、誰でも、いつでも、どこでも、安全・安心な快適に情報をやり取りできる超高速ブロードバンド基盤の高度化(固定系でGbpsクラス、移動系で100Mbps超クラス)を図る。</p>	
	<p>第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>地方の情報通信基盤の整備を行い、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取り組みなどを支援します。</p>	

(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率推計により本施策の進行管理を行うもの。	平成20年9月末時点で、ブロードバンドのサービスエリアの世帯カバー率の推計値は98.6%となっており、全体としては整備が進んでいるものの、採算性が見込めないいわゆる条件不利地域等にあつては、民間事業者のみによる整備が困難な状況にある。そこで、民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を引き続き講じるとともに、国庫補助により、情報通信基盤を整備する条件不利地域における市町村等に対する支援等を行っているところ。		
難視聴解消世帯数	500世帯	20年度 (単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	202世帯	164世帯	67世帯 (13%)
地域公共ネットワークの全国的な普及	地域公共ネットワークの全国的な普及	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地域公共ネットワークの整備を行う地方公共団体等に対し、その経費を補助しているところ。		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地上デジタル テレビジョン 放送受信機の 普及世帯数 (注)	全 世 帯 (5,000万 世帯)への 普及(世帯 普 及 率 100%)	23年度	「IT新改革戦略 (H18.1.19)等におい て、2011年7月までに地 上デジタルテレビ放送 への全面移行を実現す るとされている。よっ て、2011年度までに全 世帯に地上デジタルテ レビジョン放送受信機 が普及することを目標 とするものである。	27.8% (約 1,400万 世帯相当)	43.7% (約 2,200万 世帯相当)	60.7% (約 3,035万 世帯相当)
ケーブルテレ ビによる地上 デジタル放送 視聴可能世帯 数	約 2,300 万世帯	22年度	国民が広くデジタル 放送を享受するため には、ケーブルテレビの デジタル化対応が不可 欠であり、その進捗状 況の目標値は、「重点計 画-2007」(H19.7.26) において、ケーブルテ レビについては、2010 年までにすべてデジタ ル化されることを目指 すこととされている。	約 1,870 万世帯	約 2,120 万世帯	約 2,250 万世帯
映像国際放送 の充実	新たな外 国人向け 映像国際 放送の開 始	20年度	我が国の対外情報発 信力を強化するため、 特に、映像国際放送の 充実を図ることとして おり、新たな外国人向 け映像国際放送の開始 時期を目標に設定し、 進行管理を行うことと する。	—	外国人向 け映像国 際放送に 関する制 度整備に 係る放送 法等の一 部を改正 する法律 案を国会 に提出	平成 21 年 2月2日新 たな外国 人向け映 像国際放 送を開始

(注) 実績値は地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査(平成16年度より毎年3月に実施)結果より

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が着実に推移しているか。	95.2% (18年度末)	98.3% (19年度末)	98.6% (20年9月末時点)
地域公共ネットワーク整備に対する支援の実施状況	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業への支援が着実に推移しているか。	33事業	15事業	19事業 (20年12月末時点)
（ブロードバンド政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	地域におけるブロードバンド化を促進するために、ブロードバンド基盤の整備、利活用の促進及び人材の育成等に関する検討が総合的に行われ、着実に政策に反映されているか。	「デジタル・ディバイド解消戦略」（平成20年6月）において、ブロードバンドの具体的な対象として3.5世代携帯電話やWiMAX等のワイヤレスブロードバンド、衛星を加えることとなったことを踏まえ、それらの整備状況の把握の方法等の調査検討などを行ない、ブロードバンド・サービスのサービスエリアの世帯カバー率（推計）の計測方法に反映させた。		
（放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	国民視聴者の利便性の向上や放送の健全な発達に資するため、デジタル化し、多様化した放送インフラの高度な利活用や調査研究の成果が着実に政策に反映されているか。	「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書を踏まえ、移動受信用地上放送の早期実現のための制度整備に係る電波法及び放送法の一部を改正する法律案を平成21年通常国会に提出した。		
デジタル中継局等の整備状況	アナログエリアの100%カバーを目的として推進しているデジタル中継局整備が順調に進捗しているか。	85%	93%	97%

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
アナログ放送の終了時期に関する認知度 (注)	地上デジタルテレビジョン放送の円滑な普及の前提となる国民における理解醸成が順調に進捗しているか。	60.4%	64.7%	89.6%
通信・放送融合技術開発に係る助成状況	地上デジタル放送のサービスの多様化等に資するための、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付実績はどうか。	申請：13件 採択：8件	申請：13件 採択：8件	申請：15件 採択：3件
我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	我が国のデジタル放送方式の海外における採用を目指した活動が適切に実施されているか。	デジタル放送に関心を寄せている南米諸国（チリ、ベネズエラ、エクアドル、アルゼンチン、ペルー等）において、我が国の方式を既に採用しているブラジルと協力しながらセミナーやデモンストレーションを実施。また、アジアではフィリピンに対して同様の働きかけを実施。なお、ペルーにおいては平成21年4月24日に我が国の方式を採用することが決定された。		

(注) 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（平成16年度より毎年3月に実施）結果より



政策評価調書(個別票①-1)

【政策ごとの予算額等】

政策名	情報通信技術利用環境の整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑬
歳出予算額(千円)	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
(当初)	1,082,666	1,041,671	1,219,874	1,312,357		
(補正後)	1,082,666	1,041,671	3,846,680			
前年度繰越額(千円)	—	0				
予備費使用額(千円)	—	0				
流用等増△減額(千円)	—	0				
歳出予算現額(千円)	—	1,041,671				
支出済歳出額(千円)	—	989,767				
翌年度繰越額(千円)	—					
不用額(千円)	—	51,904				
		<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>インターネットの利用実態やサービス提供状況等に関する基礎データの把握・分析、トラフィックデータを的確かつ効果的に把握するための手法の確立、ドメインネーム・IPアドレスを有効に活用するための調査研究等を実施する。</p> <p>インターネットの混雑回避・省電力化のため、ネットワーク内の位置情報を利用したP2P技術等の高度化や地域IXへのキャッシュの設置等によるトラフィックの経路制御に関する実証実験を実施。</p> <p>&lt;特定無線設備等に係る市場調査の実施&gt; 特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。</p> <p>&lt;相互承認協定(MRA)推進のための各国基準認証制度調査及び研修会&gt; MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究が実施されているか。国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。</p> <p>電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する基礎的調査研究については、平成18年9月に公表された「新競争促進プログラム2010」において2010年までに実施すべき包括的な競争ルール整備のロードマップが取りまとめられており、このプログラムに沿って必要な検討や研究会等を開催する。</p> <p>電気通信事業における料金算定等に関する調査研究については、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策を取りまとめた「新競争促進プログラム2010」を策定し、平成21年6月には再改定を行った。これらの経緯等を踏まえ、電気通信市場における一層の競争促進及び利用者利益の確保に資するため、必要な検討や研究会等を開催。</p> <p>電子署名及び認証業務に関する調査研究 平成21年度政策評価書289ページ:「電子署名及び認証業務の普及状況」を参照</p> <p>情報セキュリティの高度化に関する調査研究 平成21年度政策評価書288ページ:「情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況」を参照</p> <p>マルウェア配布等危害サイト回避システムの実証実験 電気通信事業者等と連携して、ユーザがマルウェア等配布する悪性サイトへアクセスすることを回避する仕組みを構築することを目標とする。 実証実験の推進状況により、本事業の政策効果を把握する。 【電気通信消費者保護に関する調査研究(本省・地方)】電気通信の消費者保護に関する政策立案等に資するため、モニター制度の推進、消費者問題・不適正利用に関する調査研究の実施、トラブル防止のための情報提供等を行うもの。 【特定電子メール等送信適正化業務委託】平成21年度政策評価書287ページ:「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行」を参照 【インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負】インターネット上の違法・有害情報に対応するため、中小プロバイダ、サイト管理者、学校関係者、監視事業者等からの相談を受け付け、違法有害情報の適切な削除等の支援を行う。 【携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る総合的な技術的対策に係る実証実験】</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>モニタリングを実施することにより、政策目標の進捗状況の把握等を行った結果、電気通信事業分野における一層の競争促進と利用者利益の確保、インターネットの利用実態やサービス提供状況等に関する基礎データの把握・分析、消費者が安心して快適に電気通信サービスを利用できる環境の整備、迷惑メール問題の解決、電子署名の利用促進、情報通信ネットワークにおける情報セキュリティの高度化などを図るために必要な予算を引き続き平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>また、引き続き技術基準への適合性について事後的に確認する必要があることから、「特定無線設備等に係る市場調査の実施」に係る予算を概算要求に盛り込んだ。同様に、引き続き相互承認協定(MRA)を確実に履行し、相互承認制度を更に推進していく必要があることから、「相互承認協定(MRA)推進のための各国基準認証制度調査及び研修会」に係る予算を概算要求に盛り込んだ。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	情報通信技術利用環境の整備					番号	⑬	(千円)		政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	1,215,332	1,290,693		
	A	2	一般	総合通信局	ユビキタスネットワーク整備等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	4,542	21,664		
	A	3								
	A	4								
	小計						1,219,874 — の内数	1,312,357 — の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計								の内数	の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
合計						1,219,874 の内数	1,312,357 の内数			



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成19年7月

担当部局名:総合通信基盤局データ通信課

<p>政策名</p>	<p>情報通信技術利用環境の整備</p>		<p>番号</p>	<p>⑬</p>
<p>政策の概要</p>	<p>情報通信技術の利用環境の整備を図るための調査等</p>			
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b> 本政策の推進により、電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現並びにネットワークセキュリティの高度化等に成果が上がっていると認められる。</p> <p><b>(必要性)</b> 昭和60年の競争原理の導入以降、我が国の電気通信市場は、累次の公正競争促進策の実施や事後規制への転換(平成16年)等により、着実に拡大し国民・利用者に低廉で多様・高度なサービスが提供されてきたところ。しかしながら昨今は、IP化、ブロードバンド化、モバイル化が進展し、ネットワーク構造も大きく変化してきており、このネットワーク構造に則した公正な競争ルールの整備についての検討が必要。また、インターネットの高度化への対応や、社会・経済のICT化が進むことによって生じる様々な問題・課題に適切に対処し、利用環境を整備することによって、安心・安全なICT利活用を促進する必要がある。</p> <p><b>(効率性)</b> 様々な手段を適正に組み合わせることにより、現状では、概ね電気通信市場の競争ルールが有効に機能し、健全な競争が行われていると認められる。また、情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び情報通信ネットワークの安全・信頼性の向上については、国と電気通信事業者間における有効な情報伝達体制を整備することなどにより、効率的に迅速な対応等を行うことが可能となる。</p> <p><b>(有効性)</b> 電気通信事業の競争環境の整備に係る各施策については、料金の低廉化や動画配信サービス等の多様で高度なサービスが普及する等、健全な競争環境の整備に有効に機能している。また、平成19年度と比較した我が国へのIPv6アドレス割り振り数は増加(平成19年度104→平成20年度123)しており、IPv6への移行に向けた実証実験等で得られる各種技術や金融措置等は有効に機能していると言える。「国民のための情報セキュリティサイト」による普及啓発により、情報通信利用の適正化が促進されており、有効性が認められる。</p> <p><b>(反映の方向性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信分野の一層の競争促進を図ることによって利用者利益を図るため、「新競争促進プログラム2010」(H18.9公表)に沿った施策を推進</li> <li>・電気通信事業における公正競争ルールの整備に向けた調査研究の実施のための予算措置等</li> <li>・ネットワーク形態の変化や多様なサービスの出現に対応し、今後の電気通信番号計画に反映することにより、電気通信事業の健全な発展を促進</li> <li>・IPv6の普及促進を図るための支援措置や実証実験等による技術データ収集等を行い、世界各国との連携等を通じた普及を推進</li> <li>・電子署名及び認証業務に関する法律に基づく普及啓発活動及び調査研究の継続実施のための予算措置</li> <li>・調査研究を実施することにより、認定制度の適切かつ効率的な運用を維持するための検討</li> <li>・効果的な普及啓発活動の実施方法について検討</li> <li>・国民一般に向けた情報セキュリティ周知啓発の実施等、情報通信分野の情報セキュリティ確保等に必要となる取組みを推進</li> <li>・情報セキュリティ対策促進のための政策的な支援</li> <li>・国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境の整備に向けて、国と事業者間における情報伝達体制の活用等を推進</li> <li>・相互承認協定(MRA)の円滑な実施を図るための各国基準認証制度の調査及びMRA制度の活用促進のため、セミナーの研修会の開催等各種支援策のための予算措置</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>別紙 平成21年度政策評価書 287～295ページを参照</p>			
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第164回国会 内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成18年1月20日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>我が国は、この4年半で、高速インターネットの加入者数が85万から2200万人へ、インターネットを使った株式取引の割合が6パーセントから29パーセントへ、それぞれ急成長し、世界で最も低い料金で素早く多くの情報に接することができる「世界最先端のIT国家」となりました。</p>	

# 平成21年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 データ通信課、事業政策課、料金サービス課、  
電気通信技術システム課、番号企画室、消費者行政課、電波環境課  
情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

評 価 年 月 平成21年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

### 〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

## 2 指標等の進捗状況

### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	警告メールの発出実績	647通	759通	3743通
			特定電子メール法第28条第1項に基づく、報告徴収の実績。	0件	6件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第7条に基づく、措置命令の実績	0件	1件	1件
	研究開発等の状況の公表等	20年度	毎年度公表を実施	1回	1回	1回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	20年度	インターネット上の有害な情報から青少年を守る有効な対策であるフィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）の認知率が順調に増加しているか。	65.9%	76.8%	—
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレスブロック割り振り数等の増加	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	96	104	123
<p>情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況</p> <p>・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化</p>	緊急対応体制の強化	20年度	<p>電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。</p> <p>そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施</p>	<p>・18年度は、電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・19年度は、18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。</p> <p>また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p> <p>・20年度は、平成19年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。</p> <p>我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて19年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況  ・認定認証業 務に係る電子 証明書の枚数	30万枚以上	22年度	特定認証業務の 認定制度を円滑 に実施し、電子署 名法の目的（電子 署名の円滑な利 用を確保し、情報 流通・情報処理の 促進及びこれに よる国民生活の 向上等に寄与す ること）が達成さ れているか。  ある時点におけ る、電子署名の円 滑な利用が確保 されているかど うかの評価指標 として、発行累計 総数から、既に失 効された電子証 明書の枚数を除 いた「有効枚数」 を用いる。	約 21.4 万 枚	約 25.7 万 枚	約 27.3 万 枚
・国民への電 子署名及び認 証業務に関す る普及啓発活 動の実施状況	講演活動の 実施 4 回以 上	20年度	国民が安心して 電子署名を利用 できるようにす るためには、電子 署名及び認証業 務に関する国民 の理解の一層の 深化を図ること が必要であるが、 普及啓発活動は 十分に実施され ているか。  普及啓発活動は 十分に実施され ているかどうか の評価指標とし て、電子署名及び 認証業務に関す る国民への普及 啓発を目的とし た講演活動の実 施回数を用いる。	7回	5回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
基準認証制度に関する調査研究等の実施状況	特定無線設備等に係る市場調査の実施	20年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	20年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会の開催	20年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	-	MRA国際研修会を開催。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	<p>・18年度は、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。</p> <p>・19年度は、定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。</p> <p>・20年度は、定点観測的な評価・分析に加え、新サービスの市場競争への影響に関する分析として、FMCなど市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響に関して分析・評価。</p>		



指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
IPv6 利用状況	<p>IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数*」が年々増加していることを確認する。</p> <p>注) * 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表（平成 21 年 6 月 25 日）」</p>	607.5 万契約	877.4 万契約	1,113.1 万契約 注) *
実証実験等の実施状況	<p>IPv6 ユビキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。</p>	<p>多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施</p>	<p>少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施</p>	<p>不特定多数の利用者が存在する利用環境モデルでの実証実験を実施した。</p> <p>その中で、IPv6 インターネットを通じた総合的なセキュリティサービスの提供モデルを検討し、事業者間での責任分担等の課題を明確にした。</p>
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	<p>国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。</li> <li>・平成 19 年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。</li> <li>・平成 20 年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。</li> </ul>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<p>・平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。</p> <p>・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。</p>		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。			電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。

### 3 その他特記事項

特になし

# 電気通信事業者数の推移

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一種)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一種)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	10,025	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	496	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月	平成18年 (2006)4月
登録	299	312	315
届出	12,155	12,778	13,459
合計	12,454	13,090	13,774

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

平成20年(2008)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
登録	324	324	325	316	318	317	316	316	316	315	316	318
届出	14,171	14,237	14,293	14,319	14,393	14,449	14,499	14,546	14,588	14,598	14,646	14,720
合計	14,495	14,561	14,618	14,635	14,711	14,766	14,815	14,862	14,904	14,913	14,962	15,038

平成21年(2009)

平成21(2009)

	4月	5月
登録	320	317
届出	14,763	14,810
合計	15,083	15,127

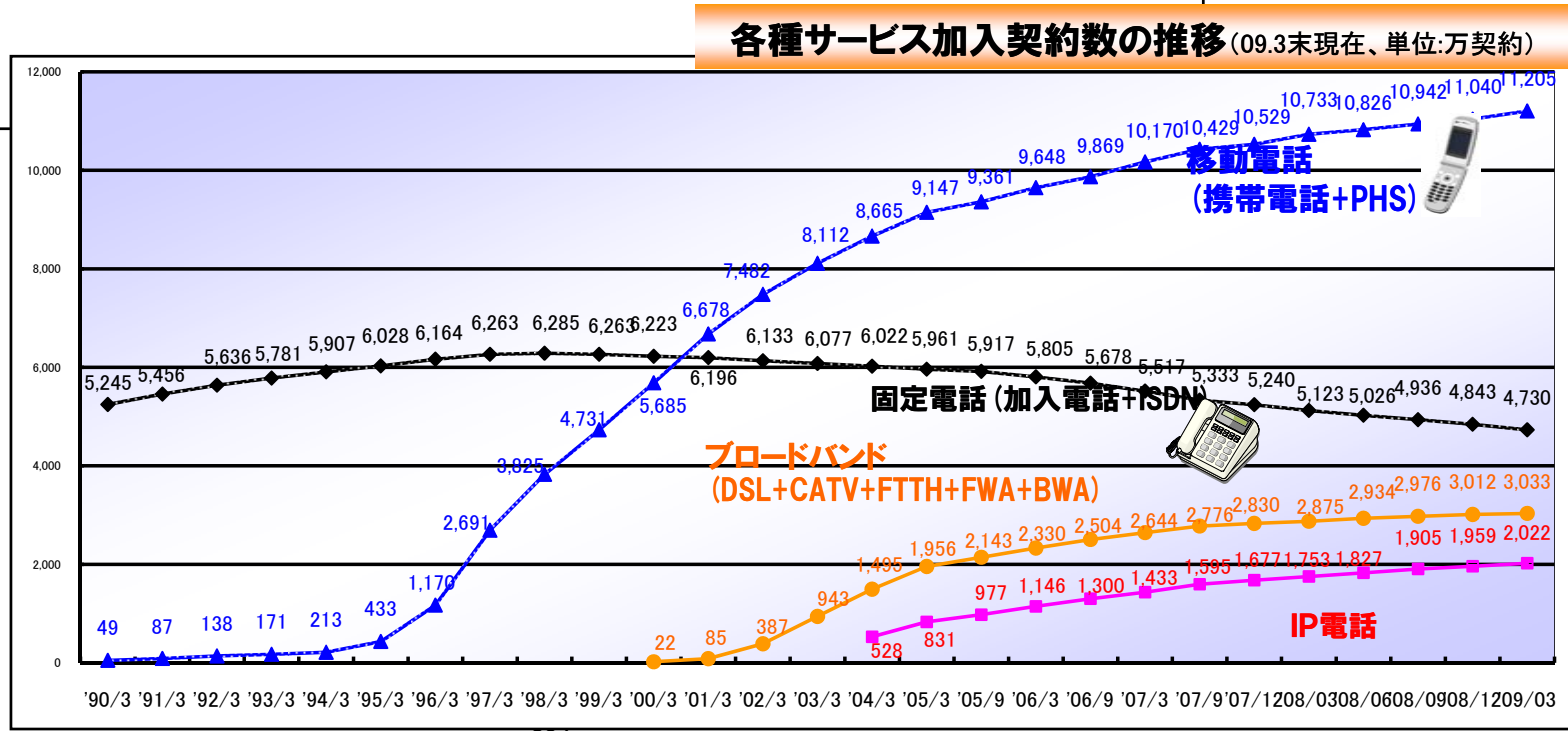
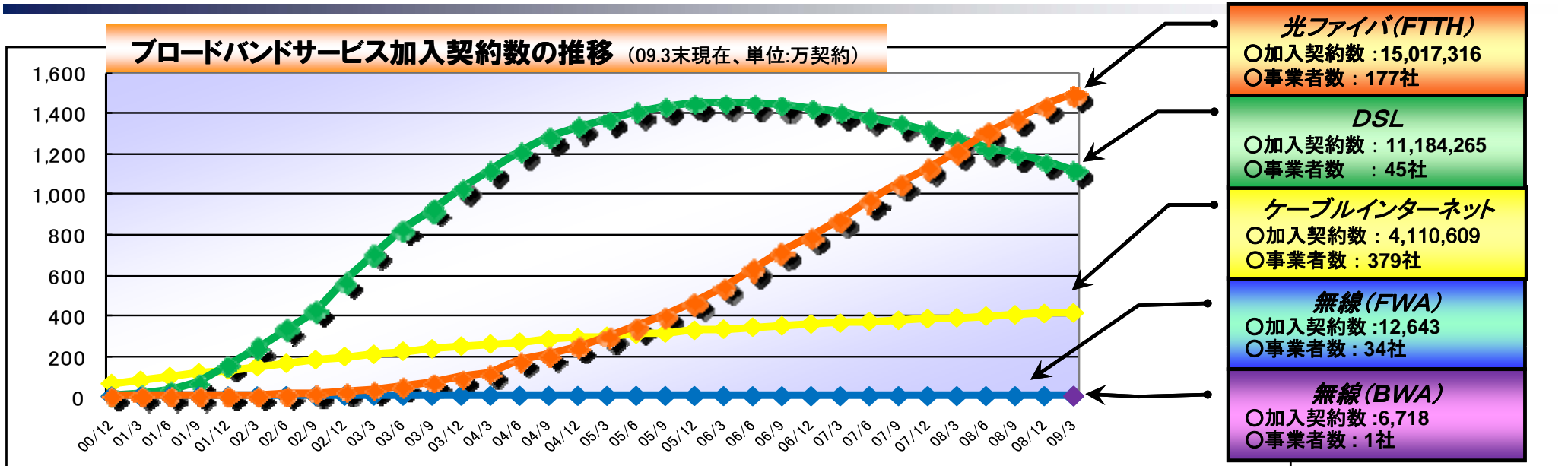
平成22年(2010)

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

# ブロードバンド化の進展状況

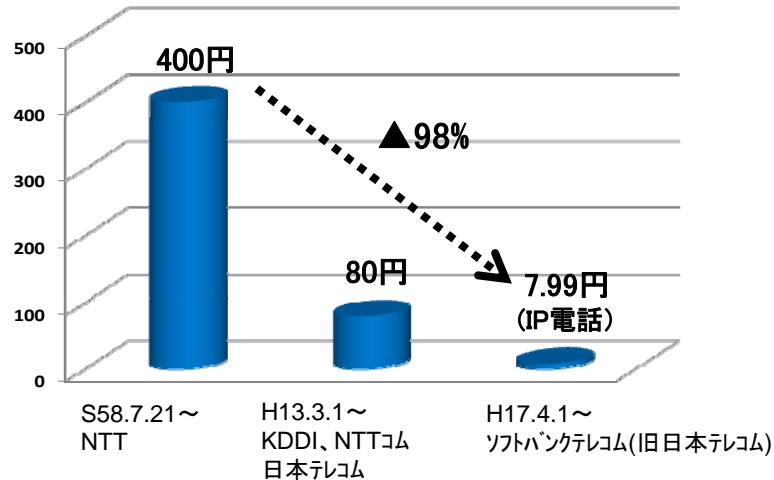
別紙2



注: 平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

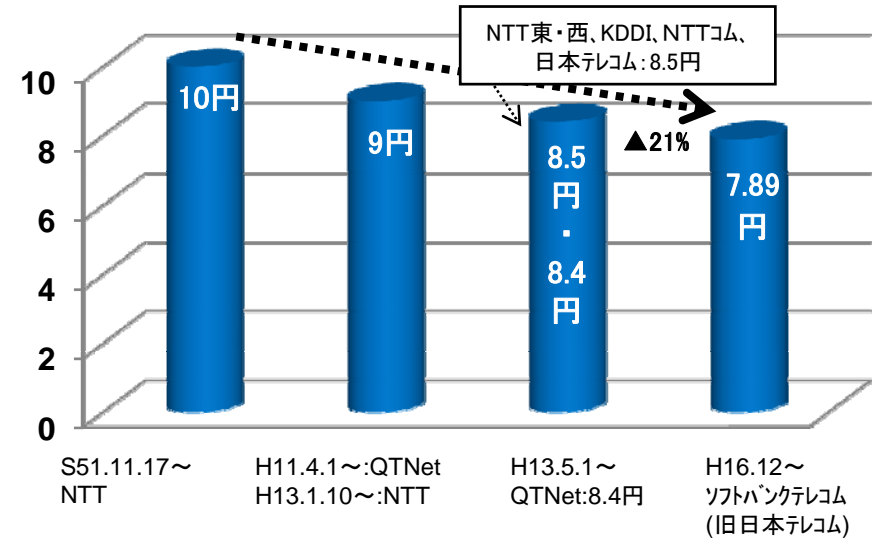
①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



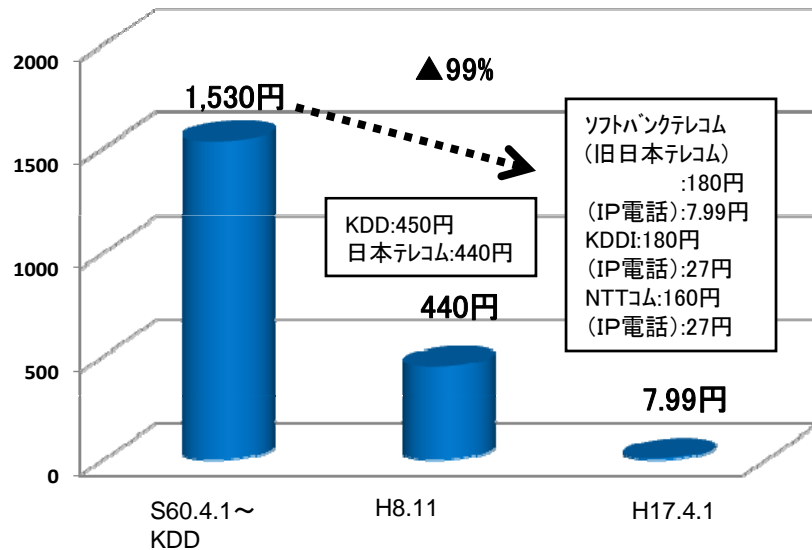
②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

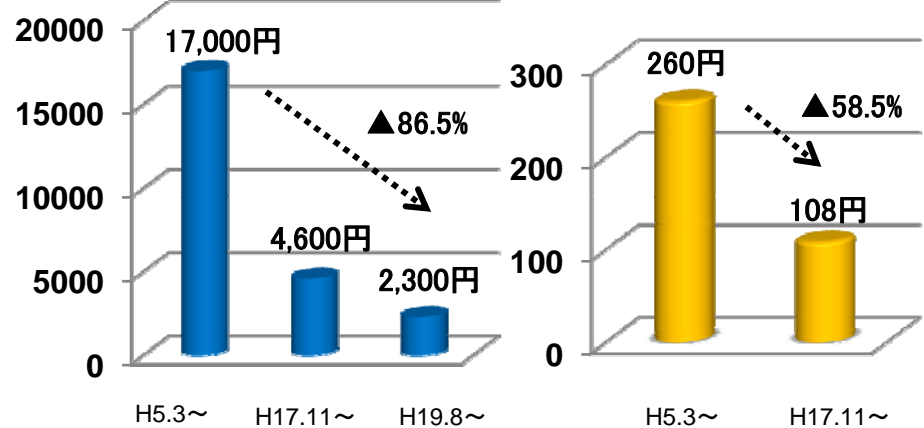
(平日昼間3分間)



④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む  
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	電波利用料財源電波監視等の実施		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑭
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	65,319,627	67,356,020	68,554,553	71,185,028		
（ 補 正 後 ）	65,937,702	67,354,793	93,583,746			
前年度繰越額（千円）	1,995,721	417,890				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	67,933,423	67,772,683				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	65,195,438	59,802,257				
翌年度繰越額（千円）	417,890	2,917,964				
不用額（千円）	2,320,095	5,052,462				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	平成21年度は、政策評価を実施していないため該当なし。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	前回の政策評価やモニタリングの状況を踏まえて、携帯電話等の利用可能地域の拡大、地上デジタル放送への完全移行のための所要の予算を盛り込む予定。また、電波監視体制の整備、周波数逼迫対策に資する技術基準策定のための取組、電波資源拡大のための研究開発、無線局免許申請の利便性向上、安心・安全な電波利用環境を確保するための取組を引き続き実施するため所要の予算を盛り込む予定。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	電波利用料財源電波監視等の実施					番号	⑭			
	予 算 科 目									政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	54,298,974	57,277,718		
	A	2	一般	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費	9,230,534	8,815,716		
	A	3	一般	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費	5,025,045	5,091,594		
	A	4								
	小計						68,554,553 — の内数	71,185,028 — の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計								の内数	の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計								の内数	の内数
合計						68,554,553 の内数	71,185,028 の内数			

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		電波利用料財源電波監視等の実施			番号	⑭		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
該当なし								
合計								



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成20年7月

担当部局名:総合通信基盤局電波利用料企画室

<p>政策名</p>	<p>電波利用料財源電波監視等の実施</p>	<p>番号</p>	<p>⑭</p>
<p>政策の概要</p>	<p>電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。</li> <li>無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。</li> <li>電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。</li> <li>重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。</li> <li>電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。</li> <li>電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。</li> <li>電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。</li> <li>新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。</li> <li>電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。</li> <li>電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。</li> </ul> <p><b>(必要性)</b></p> <p>電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。</p> <p><b>(効率性)</b></p> <p>電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。</p> <p><b>(有効性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。</li> <li>新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。</li> <li>重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。</li> <li>電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。</li> <li>周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。</li> <li>無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。</li> </ul>		

	<p>(反映の方向性) 電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>別紙 平成21年度政策評価書 296～298ページを参照</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)</p>	<p>平成18年3月31日</p>	<p>電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。</p>

# 平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局課 電波利用料企画室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施

### 〔政策の基本目標〕

電波の適正な利用を確保することを目的に、電波利用料収入を財源とした各種施策・事務事業の確実な実施を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成 23 年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	102,803,000 局	108,036,000 局	112,018,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	8 件	9 件	8 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	措置率 97% 〔申告数 512 件 措置数 498 件〕	調査中
		措置数は申告のうち当該年度中に措置した数		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,301件	告発・指導等 4,135件	調査中	
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<p>・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。</p> <p>・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。</p>			
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	29.2%	33.3%	42.5%
		再免許	8.3%	19.7%	27.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゆうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	21件	30件	33件	
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	18件	19件	18件	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
無線システム 普及支援事業 実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	98箇所	138箇所	161箇所

### 3 その他特記事項

特になし

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進		評価方式	総合・実績・事業	番号	⑮
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	2,182,825	2,025,750	3,623,613	4,034,173		
（ 補 正 後 ）	2,182,825	2,025,401	5,633,139			
前年度繰越額（千円）	—	0				
予備費使用額（千円）	—	0				
流用等増△減額（千円）	—	0				
歳出予算現額（千円）	—	2,025,401				
支出済歳出額（千円）	—	<0>				
翌年度繰越額（千円）	—	1,932,441				
不用額（千円）	—	0				
	—	92,960				
	—	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別表②参照。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	なし。					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>二国間協議については、今後、ICT国際展開支援のための重点地域の策定等を踏まえ、実施相手国及び開催頻度について見直しを行う。</p> <p>アジア各国等への協力については成果が上がっているところ、アジア地域以外にも、ICT国際展開上必要性の認められる中南米地域などの国についても重点対象とし、着実な成果の実現を図る。</p> <p>なお、国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験については、一定の成果が得られたため、平成20年度をもって終了する。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	ICT分野における国際戦略の推進					番号	⑮		政策評価結果等 による見直し額		
	(千円)										
	予 算 科 目								21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	情報通信国際戦略推進費	ユビキタスネットワーク社会実現のための国際戦略に必要な経費		3,623,613	4,034,173		
	A	2									
	A	3									
	A	4									
	小計								3,623,613 — の内数	4,034,173 — の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計								の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1						<	>	/	
	C	2						<	>	/	
	C	3						<	>	/	
	C	4						<	>	/	
	小計								の内数	の内数	/
対応表において◇ となっているもの	D	1						<	>	/	
	D	2						<	>	/	
	D	3						<	>	/	
	D	4						<	>	/	
	小計								の内数	の内数	/
合計								3,623,613 の内数	4,034,173 の内数		





政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:情報通信国際戦略局国際政策課

政策名	ICT分野における国際戦略の推進	番号	⑮
-----	------------------	----	---

政策の概要  
 政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国のICT企業の海外展開支援を図る。

【評価結果の概要】

(総合的評価)

本政策について指標の達成状況を見ると、平成20年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。  
 海外への情報発信及びセミナー・シンポジウムの開催を戦略的に取り進めることにより、重点3分野における我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進している。また、二国間及び多国間協議等への積極的な参加を行うことにより、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化への貢献を果たしている。

(必要性)

二国間・多国間の政策協議については、我が国ICTの発展を図る上で、円滑な国際関係の構築を進めるための手段として必要不可欠である。また、国際電気通信連合、アジア太平洋電気通信共同体などの国際機関において、ICT分野における課題解決に向けた取り組みが進められていることから、国際機関等における会議への参画及び意見交換も必要性がある。戦略的な海外への情報発信を官民の連携により行うセミナー・シンポジウム等の開催については、ICT分野における国際展開支援のため、必要性がある。

(効率性)

ICT分野における国際的な協力の推進及び課題解決については、二国間・多国間の政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施のみならず、人材育成研修や国際共同実験などのプロジェクトも実施することにより、二国間・多国間の良好な関係構築を併せて行うことにより、効率的な成果の実現を図っている。また、ICT国際展開支援の推進については、リソースを集中するために重点分野を定めるとともに、実施に際しては、ミッション団派遣、セミナー・シンポジウムを官民で連携することで、民間が個別に蓄積しているノウハウも活用して、より効率的な施策推進を図っている。

(有効性)

二国間・多国間の政策協議、国際機関等会議への参画及び意見交換を実施することにより、円滑な国際関係の構築に繋がるとともに、国際機関の重要ポストに我が国の出身者が就任するなど、我が国のプレゼンス向上が実現。また、各種国際協力施策を進めることで、我が国ICTへの理解が深まり、ICT分野の国際展開支援に繋がっている。

(反映の方向性)

二国間協議については、今後、ICT国際展開支援のための重点地域の策定等を踏まえ、実施相手国及び開催頻度について見直しを行う。アジア各国等への協力については成果が上がっているところ、アジア地域以外にも、ICT国際展開上必要性の認められる中南米地域などの国についても重点対象とし、着実な成果の実現を図る。なお、国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験については、一定の成果が得られたため、平成20年度をもって終了する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
国際会議への参画及び意見交換の実施	二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	会議への参画及び意見交換の実施状況	20年度(単年度)	・ITU全権委員会、ASEM ICT関係会合に政務官が出席 ・ASEMと電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席。EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・ITU研究会委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席 ・EU、英、豪、加等との政策協議等	・OECD、APEC、ASEANの枠組みにおけるICT関係会合に総務省関係者が参加 ・ITU「ICTと気候変動に関するシンポジウム」、WTS A等への参加 ・APT事務局長が国の擁立候補が再選等	会議への参画及び意見交換の実施(20年度)	国際会議等での協議・交渉を通じて基本目標の達成を図ることは本施策において極めて重要であるため、指標として設定した。本指標により施策の達成状況を測定する。

	10カ国以上	アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	国	20年度(単年度)	累計12カ国	累計13カ国	累計13カ国	10カ国以上(20年度)	国際的な課題解決、国際展開の状況を図る指標・目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。
	3000人(平成15年から累計)	アジア諸国との間でICT分野で	人	20年度	594人	653人	511人(累計4158人)	3000人(20年度)	【指標の現況】協力関係・ラオス、ミャンマー、インドネ
	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	20年度(単年度)	—	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、チリ、アルゼンチン、ペルー、フィリピン、ベトナム、マレーシア等に採用・普及の働きかけを実施	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施(20年度)	我が国のICT分野における国際競争力強化支援に関する状況等を把握するために目標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。
	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数 実験に参加した機関数	20年度	—	・遠隔教育システム、超高精細医療画像の伝送技術及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加	・20年度より、環境コンテンツ流通基盤システムの実証実験を新たに実施したことにより、累計は6、参加した機関は27となった。	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上(20年度)	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				
	経済財政改革の基本方針2008		平成20年6月27日		「ICT成長力強化プラン」に基づき、官民連携の下、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備及びその徹底活用を進め、2011年までに経済社会・地域とICTの融合を目指す。				
	IT政策ロードマップ		平成20年6月11日		Ⅲ3「つながり力」発揮による経済成長の実現				
	重点計画—2008		平成20年8月20日		3.3.1 国際競争社会における日本のプレゼンスの向上 3.3.2 課題解決モデルの提供による国際貢献				

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	郵政行政の推進		評価方式	⑬ 総合実績・事業	番号	⑯
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（当初）	379,651	407,480	439,176	439,048		
（補正後）	379,651	406,072	439,176			
前年度繰越額（千円）	—	0				
予備費使用額（千円）	—	0				
流用等増△減額（千円）	—	0				
歳出予算現額（千円）	—	406,072				
	—	<0>				
支出済歳出額（千円）	—	363,080				
	—					
翌年度繰越額（千円）	—	0				
	—					
不用額（千円）	—	42,992				
	—	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	(個別票②)に同様の記載があるため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督を通じて、引き続き、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要があると評価したことから、そのために必要な経費を要求。</li> <li>○ UPU（万国郵便連合）等を通じた国際協調の推進により、引き続き、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要があると評価したことから、そのために必要な経費を要求。</li> <li>○ 郵便のユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、引き続き、利用者の選択の機会の拡大を図る必要があると評価したことから、そのために必要な経費を要求。</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	郵政行政の推進				番号	⑯			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費	439,176	439,048	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						439,176 — の内数	439,048 — の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計						の内数	の内数	
合計						439,176 の内数	439,048 の内数		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:情報流通行政局郵政行政企画課

政策名	郵政行政の推進	番号	⑬																																							
政策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、民営化各社等に対する必要な監督業務(命令、報告等)を行うとともに、郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を実施する。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。</p> <p>さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合(UPU)等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議(4年に1度開催)、アジア=太平洋郵便連合(APPU)大会議(4年に1度開催)においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。</p>																																									
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求など必要な措置を講じ、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を促した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、UPUに対して人的・財政的にも貢献した。</p> <p>信書便事業に関しては、平成20年度において、信書便事業者が合計283者になるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年11月に中間報告が、また、20年7月に最終報告書が取りまとめられ、これを受けて検討が進められた。</p> <p>(必要性)</p> <p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置が必要である。また、国際郵便等については、UPUやAPPU等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便事業については、法律の目的である利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p>(有効性、効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政グループ等に対する命令、報告徴求等の監督上の措置を講じることにより、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</li> <li>国際郵便等においては、特に、UPUの各種会合に積極的に参画し、人的、財政的に貢献したこともあり、本邦提案の勧告案等3件がすべて採択されたほか、郵便業務理事会理事国選挙では第1位で当選した。</li> <li>信書便事業への参入は19年度と比較して着実に進展し、また、20年7月に取りまとめられた「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」最終報告書を受けて検討が行われている。</li> <li>こうした取組から一定の有効性が認められる。</li> </ul> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政グループ等において、例えば、郵便事業株式会社において郵便物残留事故等問題が発生しているため、引き続き命令、報告徴求等の監督を通じて、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</li> <li>引き続き、UPU等を通じた国際協調の推進により、利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</li> <li>引き続き、ユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより、利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。</li> </ul> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="411 1518 1412 1832"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵政グループ等の監督</td> <td colspan="3">郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、命令・報告徴求等必要な措置を講じた。</td> </tr> <tr> <td>UPU活動への人的貢献(職員の派遣)</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>UPU活動への財政的貢献(分担金)</td> <td>173百万円(1,968千スイフラン)</td> <td>191百万円(2,031千スイフラン)</td> <td>198百万円(2,000千スイフラン)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">信書便事業者数</td> <td>213</td> <td>253</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)</td> </tr> <tr> <td>176</td> <td>206</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2号役務(3時間以内の送達の役務)</td> </tr> <tr> <td>77</td> <td>96</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3号役務(1,000円超の料金の役務)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101</td> <td>124</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table>			主な指標	18年度	19年度	20年度	日本郵政グループ等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、命令・報告徴求等必要な措置を講じた。			UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名	UPU活動への財政的貢献(分担金)	173百万円(1,968千スイフラン)	191百万円(2,031千スイフラン)	198百万円(2,000千スイフラン)	信書便事業者数	213	253	283	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)			176	206	235	2号役務(3時間以内の送達の役務)			77	96	103	3号役務(1,000円超の料金の役務)				101	124	141
主な指標	18年度	19年度	20年度																																							
日本郵政グループ等の監督	郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持等、郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、日本郵政グループ等に対して、命令・報告徴求等必要な措置を講じた。																																									
UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名																																							
UPU活動への財政的貢献(分担金)	173百万円(1,968千スイフラン)	191百万円(2,031千スイフラン)	198百万円(2,000千スイフラン)																																							
信書便事業者数	213	253	283																																							
	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)																																									
	176	206	235																																							
	2号役務(3時間以内の送達の役務)																																									
	77	96	103																																							
3号役務(1,000円超の料金の役務)																																										
	101	124	141																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<p>施政方針演説等</p> <p>第170回国会(臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明</p> <p>第171回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明</p>	年月日	記載事項(抜粋)																																							
		<p>(衆議院) 平成20年11月11日 (参議院) 平成20年11月13日</p>	<p>昨年十月の郵政民営化から一年余りが経過しました。民営化各社は、新規サービスの展開等に努めておりますが、一方で、地域の住民等から、簡易郵便局の一時閉鎖や郵便配達員による貯金受入れの制限等、様々なご指摘もあるところです。政府として、民営化後の状況を十分に検証し、必要な改善を行ってまいります。</p>																																							
		<p>(衆議院) 平成21年2月13日 (参議院) 平成21年3月12日</p>	<p>民営化後、簡易郵便局の一時閉鎖、郵便配達員による貯金受入れの制限、郵便局における金融サービスの維持に関する懸念等、地域の住民等から様々なご指摘を頂いているほか、「かんぽの宿」の譲渡をめぐる問題など、課題が山積しております。政府として、こうした課題に適切に対応するのはもちろんのこと、民営化後の状況を十分に検証し、民営化を前提としつつ、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、大胆に見直しを行ってまいります。</p>																																							

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進		評価方式	総合	番号	⑰
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	1,237,244	1,115,602		1,078,259		1,082,714
（ 補 正 後 ）	388,157	1,115,602		1,078,259		
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	388,157	1,115,602				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）		1,091,158				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	388,157	24,444				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	以下について目標値を設定し達成度合いを測定 ・全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数 ・太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数 ・戦災に関する展示会の入場者数 ・戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合 ・旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数					
政策評価結果を受けて改善すべき点						
評価結果の予算要求等への反映状況	あらかじめ目標（値）を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては着実な効果をあげており、引続き前年同程度の要求を行う。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進					番号	⑰	(千円)		政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目									
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額				
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	一般戦災死没者の追悼等に必要な経費	380,152	728,307		
小計							380,152 <〇〇,〇〇〇> の内数	728,307 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	独立行政法人平和祈念事業特別基金 運営費	独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費交付金に必要な経費	698,107	354,407		
小計							698,107 <〇〇,〇〇〇> の内数	354,407 <〇〇,〇〇〇> の内数		
合計							1,078,259 <〇〇,〇〇〇> の内数	1,082,714 <〇〇,〇〇〇> の内数		





## 政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:大臣官房総務課管理室

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	番号	①
政策の概要	<p>一般戦災死没者追悼事業の継続を推進し、一般戦災の実態について国民の理解を深める。 旧日本赤十字社救護看護婦等へ書状の贈呈を行う。 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の開催。</p>		
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) あらかじめ目標(値)を設定した指標については遺族の高齢化により対象者数が減少していることから、追悼式等への参列者数の漸減傾向がみられるものの、参考となる指標も含め全体としては効果をあげており、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性) ① 戦後60年余りが経過し、遺族の高齢化が進み戦災の実体験者の減少が顕著であることから、一般戦災に対する意識が風化しないよう普及啓発を推進する必要がある。 ② 戦時衛生勤務に従事しながら、実勤務年数が足りず慰労給付金支給の対象とならない旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、関係者の心情及び強い要望を踏まえ、平成10年度より書状を贈呈する事業を行っているが、年々の書状贈呈状況及び反響を見る限りにおいては、未だ受け取られていない方々が少なくないと推測されることから、事業の必要性が認められる。 ③ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会(座長:亀井昭宏早稲田大学商学学術院教授)は、平成20年4月に第1回目の会合を開催して以来8回の議論を重ね、平成21年6月に報告書を取りまとめたところである。 報告書では、 ・兵士・抑留者・引揚者の労苦を風化させないため、貴重な実物資料を常設展示する場が重要 ・そのため、平和基金から資料館を受け継ぎ、引き続き国が運営していくべき ・運営に当たっては、日常的な管理・運営業務はノウハウをもつ民間に委ねるなど、効果的・効率的な体制とすべき ・全国に向けても発信できるよう、地方展示会やデジタル・アーカイブが有効等との検討結果を取りまとめ、貴重な提言をいただいたところ。(詳細は、「平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会報告書」参照) このように、検討会報告書においても、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する労苦に係る展示等について必要性、有効性について提言をいただいている。</p> <p>(効率性) ① 遺族に対しては追悼式等参列旅費の補助、一般戦災の経験のない方々に対しては普及啓発資料の配布等を行うほか、一般戦災の情報を得る機会の少ない地方在住者に対しては展示会を開催するなど、異なる層への適切なアプローチを併用することで、効率的な普及啓発を行っている。 ② 書状贈呈における広報活動は新聞等の紙媒体、それ以外にもテレビやラジオといった高齢者の目に留まり易い方法で行っており、効率的であると考えられる。</p> <p>(有効性) ① 遺族の高齢化により、追悼式等への参列者は減少しているものの、遺族に限らず入場できる展示会については年々入場者数が増加しており、アンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答割合についても高水準で推移していることから、一般戦災の普及啓発として有効であると考えられる。 ② 書状贈呈事業は平成10年度から開始されているが、書状贈呈への問い合わせが現在でも年間700件近く寄せられており、新聞等による広報活動は有効であると考えられる。</p>		

(反映の方向性)

- ① 遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者数が漸減しており、参列遺族の対象者の範囲を拡大する方向で検討を行う。
- ② 旧日本赤十字社救護看護婦等のうち、未だ書状を贈呈されていない方々がおり、引き続き、書状贈呈を行っていく。
- ③ 平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会の検討結果を踏まえ、検討していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われることにより、参列者数が維持されているか。	98名	93名	79名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	20年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	90名	95名	86名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	20年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	857名	1,021名	1,084名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	20年度	一般戦災の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	93%	91%	90%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	20年度	未だ贈呈されていない対象者に対し、適切な広報活動が行われ、未贈呈者の解消が図られているか。	145名	143名	74名

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	恩給行政の推進		評価方式	総合	番号	⑱
	19年度	20年度				
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	874,749,550	807,001,396		747,029,134		697,138,701
（ 補 正 後 ）	874,694,591	806,962,315		747,029,134		
前年度繰越額（千円）	5,818,799	4,023,302				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	880,513,390	810,985,617				
支出済歳出額（千円）	874,236,183	806,981,632				
翌年度繰越額（千円）	4,023,302	2,969,554				
不用額（千円）	2,253,905	1,034,431				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る。このため、特に平成22年度までの間は、業務・システム最適化計画の着実な実施を図ることとする。</p> <p>①申請手続等の簡素化、負担の軽減及び正確・迅速な請求処理を図る観点から、業務・システム最適化の着実な実施、標準処理期間の徹底により、年度末における請求未処理案件比率（年度末における残案件数/月間平均処理件数）を低下させる。②恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談電話混雑率（年間で電話が繋がらず混雑メッセージが流れた件数/年間の相談7ヶ所件数）の抑制、来訪者による恩給相談における満足・納得度のアンケートを引き続き実施する。</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>業務・システム最適化計画の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、恩給受給者の高齢化が進展する中、懇切丁寧な相談対応の徹底、恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じ、受給者等に対するサービスの一層の向上を図る。</p> <p>また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約することにより経費を削減する。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>【予算要求】 恩給業務・システム最適化の着実な実施のため、恩給事務総合システム運用に係る予算を要求することとし、1.8億円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</p> <p>恩給事務説明会について、各ブロック単位(7)での開催から東京1か所に集約することにより、△907千円を減額して要求することとした。</p> <p>【機構・定員】 平成22年度機構・定員要求において、①多種多様な恩給相談に迅速かつ円滑に対応するため、②恩給請求に関する専門事項の審査を効率的に行うため、③恩給等の債権管理事務を適正かつ円滑に行うため、再任用短時間勤務職員10人（恩給相談専門職4人、恩給審査専門職3人、債権調査専門職3人）を要求することとした。（定員要求）</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	恩給行政の推進				番号	⑩			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目						21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給支給に必要な経費	26,169,474	23,246,013	-
	A	2	一般	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費	718,114,125	671,666,609	-
	A	3	一般	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費	2,294,217	2,045,543	△ 907
	A	4	一般	総務本省	恩給費	恩給業務・システムの最適化実施に必要な経費	451,318	180,536	-
	小計							747,029,134	697,138,701
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計							000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							747,029,134 の内数	697,138,701 の内数	△ 907

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	恩給行政の推進				番号				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
恩給支給事務に必要な経費	A	3	2,294,217	2,045,543	△ 248,674	△ 907	△ 907	政策評価結果を踏まえ、恩給事務説明会を集約することにより、予算を減額して要求することとした。	
合計						△ 907	△ 907		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年7月

担当部局名：人事・恩給局恩給企画課

<p>政策名</p>	<p>恩給行政の推進</p>	<p>番号</p>	<p>⑱</p>
<p>政策の概要</p>	<p>恩給の申請手続等の簡素化、合理化による受給者等の負担軽減、恩給請求の正確・迅速な処理、恩給相談対応の充実を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)          あらかじめ目標(値)を設定した指標について、年度末における請求未処理案件比率は0.6月分(目標値0.5月分)、恩給相談電話混雑率は21.6%(目標値20%)と両指標とも進展が見られ、概ね目標値を達成できた。また、参考となる指標のうち恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度については95%の者から満足したとの回答があり、全体として基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性)          恩給受給者数は101万人を数え、受給者等からは未だ数多くの請求・申請・届出が寄せられていること、また、平均年齢も86.3歳と高齢化が進んでいること等を踏まえ、受給者等からの届出書の提出負担の軽減、請求者等への迅速な処理結果の通知、恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努める等を通じて受給者等に対するサービスの向上を図る必要がある。</p> <p>(有効性)          年度末未処理案件比率においては、要員の適正な配置、事務処理方法等の見直し、恩給申請請処理の迅速化を図ったこと、恩給相談電話混雑率においては、恩給相談電話システムの導入、電話相談が集中する時間帯に恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)を集中的に配置する等により、それぞれ前年度と比較し進展が見られ、概ね目標値を達成したことから有効性が認められる。</p> <p>(効率性)          恩給業務の業務・システム最適化に係る電子計算機の借入れ等経費について、競争入札を行い約63百万円のコスト削減が図られたことから、効率性が認められる。          恩給事務説明会については、各ブロック単位(7)での開催から東京1か所に集約することにより経費を削減し、事務の効率化を図る。</p> <p>(反映の方向性)          平成22年4月を目途とする「恩給業務の業務・システム最適化計画」の開始に向けた準備を着実に進め、審査業務の効率化・迅速化や届出書等の提出負担の軽減を行うとともに、懇切丁寧な相談対応の更なる徹底や恩給相談担当職員の電話混雑時間帯における重点配置等を通じて、受給者等に対するサービスの一層の向上を図ることとする。          また、事務効率化の観点から、恩給事務説明会を集約する方向で検討を行う。          なお、平成19年4月から日本郵政公社から引き継いだ債権管理事務については、恩給制度全体の信頼性の確保の観点から、引き続き適切な実施を図るとともに、債権のより効果的な回収方策等について検討を行う。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	分析の視点	18年度	19年度	20年度
年度末における請求未処理案件比率	0.5か月分	恩給申請処理の迅速性という観点から、未処理案件の減少について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	0.6か月分 (1,364/2,200)	0.9か月分 (1,841/2,048)	0.6か月分 (1,079/1,960)
恩給相談電話混雑率	20%	恩給相談対応の充実という観点から、恩給相談電話の混雑率の低下について左の目標値の達成に向け適切な取組が行われているか。	30.3%	39.3%	21.6%
恩給受給者数	(参考指標)	恩給行政推進の政策の背景を説明するための参考指標	114万人	108万人	101万人
恩給受給者の平均年齢			84.9歳	85.6歳	86.3歳
恩給相談件数	(参考指標)	恩給相談対応の充実を図る観点から、恩給相談者が満足・納得する対応が取られているか。	246,331件	266,980件	249,889件
恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度			—	—	95%

恩給相談のための来庁者に対するアンケート(169人)において「満足した」との回答があった方の割合。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日閣議決定	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せて行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、結論を得て、金融機関等関係者のシステム整備を前提として、所要の措置を講じる。
規則改革推進のための3か年計画(改定)	平成20年3月25日閣議決定	同上 【恩給給与細則の一部を改正する総務省令(平成19年総務省令第122号)】 平成19年度 措置済(10月施行)	



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供		評価方式	総合	番号	⑱
	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
歳出予算額（千円）						
（ 当 初 ）	31,657,444	36,120,912	37,784,382	95,645,506		
（ 補 正 後 ）	31,653,764	35,345,433	37,784,382			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	31,653,764	35,345,433				
支出済歳出額（千円）		35,164,172				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）		181,261				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙 平成21年度評価書138～142ページ、「（2）指標等の進捗状況」を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>統計調査に関する予算が削減されていく中、限られた人員、予算にて統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体及び統計調査員の資質向上等を目的とした研修や国民に統計知識等に関する普及啓発をより一層効率的に行う必要がある。</p> <p>国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、統計需要に応じた統計を提供し、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等についての検討を引き続き行う必要がある。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に示された措置、方策等について着実に実施する必要がある。</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>評価結果等を踏まえ、統計法に基づく施策の推進、地方における統計組織の確保等に必要な経費として約124.2億円を要求。</p> <p>また、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、産業構造の変化等に対応した統計整備を推進するために必要な経費等として約723.9億円を要求。</p> <p>さらに、ICTの活用を促進し、調査客体及び統計ユーザーの利便向上を図るために必要な経費等として約8.7億円を要求。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	公的統計の体系的な整備・提供					番号	⑱			政策評価結果等 による見直し額		
											(千円)	
	予 算 科 目									21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項							
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費			26,659,183	84,899,961	△ 322,544	
	A	2	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等業務の最適化に必要な経費			775,165	774,589	△ 576	
	小計									27,434,348 の内数	85,674,550 の内数	△ 323,120
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営費	独立行政法人統計センター運営費交付金に必要な経費			10,350,034	9,970,956	-	
	小計									10,350,034 の内数	9,970,956 の内数	
対応表に おいて○ となっているもの									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
	小計									の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
									<	>	<	>
	小計									の内数	の内数	
合計									37,784,382 の内数	95,645,506 の内数	△ 323,120	



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:統計局総務課、政策統括官(統計基準担当)

<p>政策名</p>	<p>公的統計の体系的な整備・提供</p>	<p>番号</p>	<p>⑱</p>
<p>政策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の統計全体の体系的整備、統計の信頼性の確保、報告者負担軽減等の観点から、統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。</li> <li>統計調査の量的・質的内容の向上を図り、統計利用者のニーズに応じた統計を提供する。</li> <li>統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。</li> </ul>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済・社会の環境変化に対応した統計体系の整備を図るため60年ぶりに統計法の全面改正を実施したこと及び統計調査を確実に実施し、統計需要や、調査環境の変化に対応した調査方法の改善等目標(値)を設定した指標及び参考となる指標双方ともほぼ目標を達成できていることから、基本目標の達成に向けた着実な取組がなされている。</li> </ul> <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計制度を企画立案及び調整すること及び統計に関する国際協力を推進することは、国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、重要かつ基本的な役割を果たすもので必要不可欠なものである。</li> <li>地方公共団体職員及び統計調査員の資質向上のための研修、統計調査員の確保及び統計知識等に関する普及啓発を目的とする事業の実施は統計調査の円滑な実施のために必要不可欠なものとして認められる。</li> <li>国勢の基本に関する統計は、国民生活の向上や社会経済の発展に必要な不可欠なものである。</li> <li>統計調査の結果等を政府統計の総合窓口(e-Stat)及びホームページから的確に提供をすることは、統計利用者の利便性の向上につながることに加え、統計情報の正確性、信頼性の担保の観点からも重要なことであり、行政が自ら責任を持って実施する必要がある。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革基本方針等を踏まえた民間事業者の活用を推進し、統計調査の質の向上・効率化を図ってきた。</li> <li>e-Stat利用者が所管府省を意識せずに必要な統計情報を入手できるようになり、統計情報提供の効率化を実現した。</li> </ul> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな統計法の制定や統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等からの統計調査の審査の実施等、統計行政の正確かつ効率的に運営するための統計制度改革が着実に推進されており、有効性が認められる。</li> <li>統計調査の円滑な実施のための体制及び国民の協力の確保のために統計調査の現場を担う地方公共団体の職員及び統計調査員に対し、必要な研修の実施、統計調査実施のための登録調査員の確保事業及び統計知識等の普及を目的とした広報活動を行っており、有効性が認められる。</li> <li>経済センサスやサービス産業動向調査の創設等各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しを行い、調査環境の変化に対応した措置を講じているところであり、その結果、調査対象の捕捉率の向上などが図られたことから、本施策は有効性があると認められる。</li> <li>e-Stat運用開始初年度の実績として、総務省所管統計ページの統計表へのアクセス件数が1000万件を超えたことは、各種統計表への利用ニーズが非常に高いことが考えられ、その取組に有効性があると認められる。</li> </ul> <p>(反映の方向性)</p> <p>様々な経済・社会の環境変化に伴い、ニーズに応じた統計を整備・提供すること又統計調査を実施する環境を整備することが政策の課題となっている。それらの諸課題については、新しく制定された統計法、その統計法に基づき公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(「基本計画」)に従い、今後の統計行政、統計調査の見直しを行い、公的統計の体系的な整備・提供を着実に推進していくために取り組む。</p> <p>また、国勢の基本に関する統計の作成についても、国勢調査等の国勢の基本に関する統計調査を確実に実施するとともに、「基本計画」に示された措置、方策等について着実に実施するため、その実施に当たり具体化が必要な事項について検討を行う。</p>		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフウェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)
統計調査結果の提供状況		20年度			
・ホームページアクセス件数	412万件		426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度	—	—	1015万 6000件
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度	—	—	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度	年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 18年度～20年度推移欄の( )内は、無回答だった者を除いて算出した割合。  
 2 「政府統計の総合窓口(e-Stat)の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日 閣議決定	○ 統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出し、19年5月に成立・公布。 ○ サービス統計の抜本的拡充を図る。
	規制改革・民間開放推進三か年計画(再改定)	平成18年3月31日 閣議決定	○ ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。 ○ 指定統計調査について、平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも18年度前半までに計画を策定。
	公共サービス改革基本方針(改定)	平成20年12月19日 閣議決定	○ 民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営。 ○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての指定統計調査について、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進、引き続き監視委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。 ○ サービス産業動向調査(承認統計調査)について、法の対象業務とする方向で引き続き監視委員会と連携して検討し、平成22年5月末までに結論を得る。

(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)	90.9% (98.3%)
	80% (登録調査員中央研修)	20年度		86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)	79.4% (84.7%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	20年度		88.9% (100%)	85.0% (96.6%)	91.3% (98.9%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	20年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	79.4%	81.5%	82.1%
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合	80%	20年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の重要性に対する理解が深まっているか。	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)	81.0% (87.8%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計調査結果の提供状況		20年度	統計情報の的確な提供に資するために運用している統計関連サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用され、実効性があるものとなっているか。			
・ホームページアクセス件数	412万件			426万件	404万件	319万件
・政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数	6万2000件	20年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	—	—	1015万6000件 (注) 2
・e-Statを通じて統計表の提供が可能な総務省所管統計数	37統計	20年度		—	—	23統計
・総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	20年度		年刊6冊 月刊1冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 「地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度」及び「統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおける「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合」の（ ）内は、無回答だった者を除いて算出した割合。

2 「政府統計の総合窓口（e-Stat）の総務省所管統計ページへのアクセス件数」の目標値は、目標設定当初(平成20年4月)には総務省所管の統計トップページへのアクセス件数を想定し記載していたが、e-Stat(平成20年度運用開始)においては、総務省所管の統計トップページへのアクセス件数は把握しておらず、指標について検討を加えた結果、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の方がより指標として有益と判断したところ。このようなことから、20年度の実績値には、総務省所管統計ページの各統計表へのアクセス件数の総数を記載した。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）等を受け、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、社会・経済情勢の変化に対応し、より多くの国民に利用される統計を目指した、新たな統計法が19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行、21年4月1日に全面施行された。		
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設（平成21年7月に経済センサス - 基礎調査を実施予定）</li> <li>・ 統計調査の整理合理化（18年度は55調査、19年度については42調査について見直しを実施）</li> <li>・ オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進（20年6月までに146調査で利用）</li> </ul>		
産業関連表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業関連表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	平成17年（2005年）産業関連表に関しては、産業関連部局長会議において17年8月に定めた作成基本方針に基づき、産業関連表の作成に携わる10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計した。 その結果の速報を20年8月、確報を21年3月に公表し、公表作業を無事終了した。		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示、さらにその内容を新たな統計法に基づき、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための「統計基準」として設定し、21年3月に告示した。 また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査（統計報告の徴集）の審査が適切に実施されているか。	統計調査の審査等を通じ、平成18年度は42調査、19年度には41調査（いずれも指定統計調査及び承認統計調査）において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。		



指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	<p>統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連統計委員会における審議に参加。</li> <li>・経済協力開発機構（OECD）統計委員会における審議に参加。</li> <li>・OECD及び欧州連合統計局主催の2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。</li> <li>・世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業にOECD地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。</li> </ul>		
統計調査の実施状況	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施しているのか。	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施7件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施2件</p>	<p>11件</p> <p>毎月実施8件</p> <p>四半期実施1件</p> <p>毎年実施1件</p> <p>周期的に実施1件</p>
統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況	各統計調査実施計画の策定等に際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。	<p>（経済センサスの創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005等を踏まえ、事業所及び企業の活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として「経済センサス」を創設した。（事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査については、平成21年調査以降廃止）</p> <p>（サービス産業動向調査の創設）</p> <p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006等を踏まえ、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等を目的として、「サービス産業動向調査」を創設し、平成20年7月から毎月実施している。</p> <p>（匿名データの提供等の開始）</p> <p>学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として、匿名データ（調査を通じて得られた情報を、個体が識別されないように匿名化処理を行ったもの）の提供及びオーダーメイド集計（委託に応じて、統計調査から集められた情報を利用して統計等を作成し提供）を平成21年4月より開始した。</p> <p>（民間事業者の活用等）</p> <p>公共サービス改革基本方針等を踏まえ、統計局所管の統計調査について、民間事業者の活用を推進した。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実査に関する業務の民間開放（科学技術研究調査、家計消費状況調査、サービス産業動向調査、平成19年就業構造基本調査（一部地域））</li> </ul>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
<p>(続き)</p> <p>統計需要や調査環境の変化に対応した調査の改善の検討状況</p>	<p>(続き)</p> <p>各統計調査実施計画の策定等の際し、統計需要や、調査環境の変化に対応した改善の検討が行われているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査の照会に関するコールセンターの設置(平成19年就業構造基本調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス-基礎調査(予定))</li> <li>・ 民間事業者の管理するモニターを活用したモニター調査の導入(全国単身世帯収支実態調査)</li> </ul> <p>(回収方法の多様化)</p> <p>調査票の回収率の向上を図るため、地域特性等を勘案した一部の調査地域において、政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用した調査を実施した。(平成19年就業構造基本調査、平成19年全国物価統計調査、平成20年住宅・土地統計調査、平成21年全国消費実態調査(予定)、平成21年経済センサス-基礎調査(予定))</p> <p>(行政記録情報の活用)</p> <p>新たな事業形態の出現や情報通信技術の進展に伴ってSOHO等外観から補足困難な事業所が増加していることから、平成21年経済センサス-基礎調査において、商業・法人登記情報を活用して、より正確な対象把握に努めた調査を実施することとした。</p> <p>(本社等一括調査の導入)</p> <p>平成19年全国物価統計調査において、記入者の事務負担軽減の観点から本社等に対して支所である店舗の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入した。</p> <p>また、平成21年経済センサス-基礎調査において、企業全般における調査票の記入負担の軽減を図り、本所・支所の関係の情報を網羅的に把握するため、本社等に対して支所である事業所の分も含めて調査票の記入を依頼する本社等一括調査を導入することとした。</p> <p>(公表の早期化)</p> <p>集計業務等の見直しを図り、調査結果の公表の早期化に努めた。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年国勢調査の第3次基本集計結果の公表を、平成12年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。</li> <li>・ 平成18年社会生活基本調査の調査票Bに関する集計結果の公表を、平成13年の同調査に比べ約3ヶ月早期化した。</li> </ul>		

政策評価調書(個別票①-1)

【政策ごとの予算額等】

政策名	消防防災体制の充実強化		評価方式	実績	番号	20
歳出予算額(千円)	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
(当初)	11,334,502	11,609,287	11,059,575	11,022,074		
(補正後)	-	14,890,096	66,257,256			
前年度繰越額(千円)	-	-				
予備費使用額(千円)	-	-				
流用等増△減額(千円)	-	-				
歳出予算現額(千円)	-	-				
支出済歳出額(千円)	-	-				
翌年度繰越額(千円)	-	-				
不用額(千円)	-	-				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	別紙 平成21年度評価書164ページ 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」を参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、市町村の創意と工夫により地域全体で消防団を支える仕組みづくりを推進するとともに、消防団の充実・強化を図ることを通じて、地域の防災力を高める「消防団充実・強化プラン(仮称)」を策定するモデル市町村に対して、プラン推進交付金等により支援するための予算を新規要求することとし、47百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、救急安心センターの全国的展開を図るため、新たに3ヶ所でモデル事業を実施するとともに、医師の確保等の課題や国民が覚えやすい電話番号について検討し報告書を取りまとめるための外部委員による作業部会開催、家庭で使える救急相談のためのマニュアル、パンフレットを作成、配布に係る予算を新規要求することとし、3.2億円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</li> </ul> <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、個室ビデオ店等における火災による被害を防止するため、個室ビデオ店等に設置する自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を講じること等を内容とする基準の改正を行う予定(平成21年9月消防法施行規則の一部改正等(予定))。</li> </ul> <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度の消防法改正により、都道府県に消防機関、医療機関等から構成される協議会の設置並びに救急搬送及び受入れに関する実施基準の策定が義務づけられた。また、平成21年度より市民が119番要請をすることが迷う場合に相談できる窓口(以下「救急安心センター」という。)の設置に関するモデル事業を実施し、次年度以降は、モデル事業の結果の検証及び全国展開の推進をしていくところである。これらの状況及び評価結果から、実施基準の改定に資するガイドラインの作成及び情報提供等の支援、実施基準に基づく搬送及び受入れの実態調査及び受入れ医療機関選定困難事案発生時における現地調査の実施、救急安心センターモデル事業の実施及び全国展開に向けた制度構築に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求において、課長補佐、救急連携係長及び係員の増員を要求することとした。(定員要求)</li> <li>○ アナログ通信方式の使用期限である平成28年5月末までにデジタル化を完了する必要がある消防救急デジタル無線をはじめ、防災行政無線、消防防災無線、公共ブロードバンドシステム等の消防防災ネットワークについて、消防防災分野におけるICTの高度化を図り、我が国の消防防災力の一層の強化を図る観点から、各システムのデジタル化に向けた各種施策の展開、利活用高度化についての検討等を集中的に実施する必要があることから、その推進に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求において、消防防災ネットワークデジタル化支援係長及び係員の増員を要求することとした。(定員要求)</li> </ul> <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催等により、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進している市町村等への助言等を行っている。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、平成18年度から全国で実施している住宅防火対策推進シンポジウムを、今年度は全国16ヶ所で実施し、住宅防火対策の広報・普及啓発を更に推進することとしている(8月末現在、3ヶ所で実施済)。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、「放火されない環境づくり」推進のため、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用促進及び消防本部における放火監視機器による検証実験を行っている(全国に3ヶ所設置)。また、平成21年5月から開催している「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、重要文化財建造物における出火原因として放火が多いことに着目し、放火対策について検討を行っている。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、消防法令に違反している防火対象物の更なる是正推進のため、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を改正し、平成21年9月に通知を発出する予定。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、平成20年6月から開催している「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、有料老人ホームや児童福祉施設等の小規模施設の多様化・複合化の進展に対応した防火対策を検討している。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>【予算概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、市町村の創意と工夫により地域全体で消防団を支える仕組みづくりを推進するとともに、消防団の充実・強化を図ることを通じて、地域の防災力を高める「消防団充実・強化プラン(仮称)」を策定するモデル市町村に対して、プラン推進交付金等により支援するための予算を新規要求することとし、47百万円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、救急安心センターの全国的展開を図るため、新たに3ヶ所でモデル事業を実施するとともに、医師の確保等の課題や国民が覚えやすい電話番号について検討し報告書を取りまとめるための外部委員による作業部会開催、家庭で使える救急相談のためのマニュアル、パンフレットを作成、配布に係る予算を新規要求することとし、3.2億円を平成22年度概算要求に盛り込んだ。</li> </ul> <p>【制度改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、個室ビデオ店等における火災による被害を防止するため、個室ビデオ店等に設置する自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を講じること等を内容とする基準の改正を行う予定(平成21年9月消防法施行規則の一部改正等(予定))。</li> </ul> <p>【機構・定員要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成21年度の消防法改正により、都道府県に消防機関、医療機関等から構成される協議会の設置並びに救急搬送及び受入れに関する実施基準の策定が義務づけられた。また、平成21年度より市民が119番要請をすることが迷う場合に相談できる窓口(以下「救急安心センター」という。)の設置に関するモデル事業を実施し、次年度以降は、モデル事業の結果の検証及び全国展開の推進をしていくところである。これらの状況及び評価結果から、実施基準の改定に資するガイドラインの作成及び情報提供等の支援、実施基準に基づく搬送及び受入れの実態調査及び受入れ医療機関選定困難事案発生時における現地調査の実施、救急安心センターモデル事業の実施及び全国展開に向けた制度構築に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求において、課長補佐、救急連携係長及び係員の増員を要求することとした。(定員要求)</li> <li>○ アナログ通信方式の使用期限である平成28年5月末までにデジタル化を完了する必要がある消防救急デジタル無線をはじめ、防災行政無線、消防防災無線、公共ブロードバンドシステム等の消防防災ネットワークについて、消防防災分野におけるICTの高度化を図り、我が国の消防防災力の一層の強化を図る観点から、各システムのデジタル化に向けた各種施策の展開、利活用高度化についての検討等を集中的に実施する必要があることから、その推進に従事する職員として、平成22年度機構・定員要求において、消防防災ネットワークデジタル化支援係長及び係員の増員を要求することとした。(定員要求)</li> </ul> <p>【事務改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価結果を踏まえ、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催等により、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進している市町村等への助言等を行っている。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、平成18年度から全国で実施している住宅防火対策推進シンポジウムを、今年度は全国16ヶ所で実施し、住宅防火対策の広報・普及啓発を更に推進することとしている(8月末現在、3ヶ所で実施済)。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、「放火されない環境づくり」推進のため、「放火火災防止対策戦略プラン」の活用促進及び消防本部における放火監視機器による検証実験を行っている(全国に3ヶ所設置)。また、平成21年5月から開催している「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、重要文化財建造物における出火原因として放火が多いことに着目し、放火対策について検討を行っている。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、消防法令に違反している防火対象物の更なる是正推進のため、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」を改正し、平成21年9月に通知を発出する予定。</li> <li>○ 評価結果を踏まえ、平成20年6月から開催している「小規模施設に対応した防火対策のあり方に関する検討会」において、有料老人ホームや児童福祉施設等の小規模施設の多様化・複合化の進展に対応した防火対策を検討している。</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	消防防災体制の充実強化					番号	20		政策評価結果等 による見直し額		
	(千円)										
	予 算 科 目								21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項						
対応表において● となっているもの	A	1	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費		10,480,420	10,481,874		
	A	2	一般	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術研究開発に必要な経費		579,155	540,200		
	小計								11,059,575 <00,000> の内数	11,022,074 <00,000> の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
小計								000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1						< >	< >		
	C	2						< >	< >		
	C	3						< >	< >		
	C	4						< >	< >		
小計								の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1						< >	< >		
	D	2						< >	< >		
	D	3						< >	< >		
	D	4						< >	< >		
小計								の内数	の内数		
合計								11,059,575 の内数	11,022,074 の内数		



政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

評価実施時期:平成21年7月

担当部局名:消防庁 総務課

<p>政策名</p>	<p>消防防災体制の充実強化</p>	<p>番号</p>	<p>⑳</p>
<p>政策の概要</p>	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p><b>(総合的評価)</b>                  本政策について、指標の達成状況を見ると、「緊急消防援助隊の隊数」や「特定違対象物数の改善」など平成20年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、また「救急救命士の配置された救急隊の割合」や「救急自動車に占める高規格救急自動車の割合」など目標年度に向けて着実に進捗している指標がほとんどであることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。                  評価内容の充実という視点では、「消防団員数」の指標に加え、新たに「女性消防団員数」、「女性消防団員を採用している消防団の割合」及び「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を指標として掲げたことにより、進捗状況の詳細な分析を行えるようにしたところである。</p> <p><b>(必要性)</b>                  我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。                  こうした災害等に揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p><b>(効率性)</b>                  大規模災害や国民保護事案が発生した際の効率的な国民への情報伝達のため、市町村防災行政無線(同報系)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を着実に推進している。また、消防救急無線のデジタル化により、音声のみならず文字情報等のデータ伝送も可能となり、消防指令業務・消防救急業務の効率化が図られることから、その整備促進を推進している。</p> <p><b>(有効性)</b>                  ・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成21年4月1日現在で4,165隊と平成20年度末の登録部隊数の目標、4,000隊を達成したことから、施策の有効性が認められる。                  ・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成20年4月現在で888,900人と前年同期の3,993人の減少となっているが、その減少幅は年々小さくなっている。また、女性消防団員は16,699人と前年同期から1,197人増加しており、これらのことから消防団の確保対策に有効性が認められる。                  ・住宅火災による死者数は平成15年以降連続して1,000人を超えるなど高水準が続いている。こうした状況を踏まえ、平成16年6月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正(新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、平成23年までの各市町村条例で定める日から適用。)を行いシンポジウムの開催や各種関係機関・報道機関に情報提供するなどの取組を行った結果、住宅火災による死者数は平成18年の1,187人から平成19年の1,148人、平成20年1,123人(概数値)と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。                  ・平成19年中の救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)は33.4分(対前年1.4分増)と遅延傾向にある。これは、救急搬送先医療機関が速やかに決まらないこと等が要因と考えられることから、都道府県が傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準を策定し公表するとともに、都道府県に当該実施基準に関する協議等を行うために消防機関と医療機関等を構成員とする協議会を設置すること等を義務付けた消防法改正を行うなど、救急搬送に係る有効な施策を打ち出したところである。</p>		

**(反映の方向性)**

・平成20年度においても岩手・宮城内陸地震等の大規模地震が発生し、多大な被害が発生した。こうした大規模な災害に対応するため、今後とも緊急消防援助隊の部隊・資機材の増強を進めるとともに、様々な災害を想定した訓練の実施、関係機関との連携を積極的に推進することが課題である。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化など災害に負けない施設等の整備も課題となっている。

・消防団の充実強化や消防の広域化の推進、消防救急無線のデジタル化推進など国内の消防防災体制の一層の充実を図ることはもちろん、北朝鮮のミサイル発射事案や核実験、中国四川省での大地震など国際情勢に対応し、国民保護体制の強化や海外への支援体制の強化も重要な課題となっている。

・年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の一層の推進が課題となっている。また、近年発生した小規模な認知症高齢者グループホーム及びカラオケボックス店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。

・身近な安心・安全を確保するためには、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の活動支援、連携強化とともに、民間企業とも協働し、住民と行政が一体となった地域防災力を向上させることが課題である。また、近年の救急需要の増大や救急搬送における選定困難事案に対処するため、救急体制の強化、救急車の適正利用についての普及啓発、消防機関と医療機関の連携が重要な課題となっている。

これらの課題に対し消防庁では、引き続き効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

**【緊急消防援助隊の隊数】**

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね4,000隊(20年度))

**【消防団員数】**

	18.4	19.4	20.4
団員数	900,007	892,893	888,900

(目標：消防団員数の増加(対前年度比))

**【女性消防団員数】(人)**

	18.4	19.4	20.4
団員数	14,665	15,502	16,699

(目標：18,000人(21年度))

**【住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)(人)**

	18年	19年	20年(概数値)
人数	1,187	1,148	1,123

(目標：50%減(現状の約1,200人から、23年度))

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171回国会における麻生内閣総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにします。
	経済財政改革の基本方針2008(閣議決定)	平成20年6月27日	大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災基盤の充実、災害時要援護者の避難支援等ハード・ソフトの連携を図る。消防等地域防災力の向上を図る。

(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合	20.2% (平成18年度末40.4%の半減)	25年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	40.4% (18年度末)	37.5% (19年度末)	調査中
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,397隊 (18年4月1日現在)	3,751隊 (19年4月1日現在)	3,960隊 (20年4月1日現在)
消防団員数	消防団員数の増加 (対前年度比)	20年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	900,007人 (18年4月1日現在)	892,893人 (19年4月1日現在)	888,900人 (20年4月1日現在)
女性消防団員数	18,000人	21年度	女性消防団員数は増えているか。	14,665人 (18年4月1日現在)	15,502人 (19年4月1日現在)	16,699人 (20年4月1日現在)
女性消防団員を採用している消防団の割合(都道府県比較含む)	50%	21年度	女性消防団員を採用している消防団は増えているか。	40% (18年4月1日現在)	43% (19年4月1日現在)	46% (20年4月1日現在)
消防団協力事業所表示制度導入市町村数	500市町村	21年度	入団促進等に協力している企業を賞揚する消防団協力事業所表示制度を導入している市町村は増えているか。	—	107市町村 (19年10月1日現在)	409市町村 (20年10月1日現在)
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の増加 (対前年度比)	20年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が11件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が24件のあわせて35件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が15件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が57件のあわせて72件	国と地方公共団体が共同で行う訓練(共同訓練)が18件、地方公共団体が単独で行う訓練(単独訓練)が48件のあわせて66件



指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	75.2% (19年3月31日)	75.5% (20年3月31日)	調査中
住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）	50%減 (現状の約1,200人から)	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,187人 (18年)	1,148人 (19年)	1,123人 (20年概数値)
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	49.0% (18年度当初)	49.0% (19年度当初)	48.5% (20年度当初)
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少 (対前年度比)	20年度	特定違反對象物数が減少しているか。	182件 (18年度当初)	168件 (19年度当初)	134件 (20年度当初)
危険物施設における事故件数	事故件数の低減 (対前年比)	20年度	危険物施設における火災・流出事故防止対策が効果的であるか。	598件 (18年中)	603件 (19年中)	560件 (20年中)
自主防災組織の活動カバー率	75%	21年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の活動カバー率は進んでいるか。	66.9% (18年4月1日現在)	69.9% (19年4月1日現在)	71.7% (20年4月1日現在)
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	82.4% (18年4月)	86.3% (19年4月)	88.5% (20年4月)
救急自動車に占める高規格救急自動車の割合	全救急隊の95%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	71.9% (18年4月)	74.7% (19年4月)	76.3% (20年4月)
新型インフルエンザ感染防御資器材配備消防本部数	全消防本部に新型インフルエンザ感染防御資器材を配備	23年度	新型インフルエンザ感染防御資器材が全国の消防本部に配備されているか。	—	—	807消防本部 (H20.9現在の全消防本部)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	8.8% (18年中)	10.4% (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	35.3% (18年中)	39.2% (19年中)	調査中

※平成20年度目標設定時は「防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数」としていたが、耐震改修が進捗してきたことを踏まえ、耐震改修を実施していない施設を減じる指標が進捗状況を測りやすいため「防災拠点となる公共施設等のうち耐震化されていない施設の割合」に変更した。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年2月12日及び平成21年2月13日）において、小澤委員から女性消防団員に関する指標の追加の指摘があったことを受け、指標「女性消防団員数」及び「女性消防団員を採用している消防団の割合（都道府県比較含む）」を追加した。

※平成18年度の消防団協力事業所表示制度の運用開始を踏まえ、指標「消防団協力事業所表示制度導入市町村数」を追加した。

※平成20年度目標設定時は「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「25%減」としていたが、平成21年度消防庁重点政策において、「過去最悪であった住宅火災死者数（平成17年1,220人）の早期の半減を目指す」としたことを踏まえ、指標「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」の目標値を「50%減」に変更した。

※平成20年度目標設定時は「自主防災組織の組織率」としていたが、これは、全国の総世帯数に対して自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数の割合を表しており、より正確な表現にするため「自主防災組織の活動カバー率」に変更した。

※平成20年度目標設定時は、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」とされていたが、正確な表現にするため「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

## ○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：164名 行方不明者：13名 (18年中)	死者：37名 行方不明者：4名 (19年中)	調査中
消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。		
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	外務省はじめ関係各省庁・機関との協調・連携、当庁が組織する国際消防救助隊（IRT-JF）独自の研修・訓練の実施等により、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる用意が図られているか。	外務省、警察庁、海上保安庁、JICAの各関係省庁・機関との情報交換、機能向上のための討議、実技訓練等の諸機会に経常的に参加するほか、当庁独自に、国際緊急援助隊の主力たる国際消防救助隊（IRT-JF）員研修・訓練を、各消防本部の同隊登録隊員を対象に毎年度実施。		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況	アジア地域における消防防災分野の先進国として、その知見・技術の伝播・共有を進めることで、域内の防災能力の向上や防災のための広域的なネットワークの構築に貢献しているか。また、JICA・地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。	東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	ベトナム・ハノイにおいて「日本・ベトナム消防フォーラム」を開催し、我が国の消防防災制度等を概括的に紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。	トルコ・アンカラにおいて「日本・トルコ消防フォーラム」を開催し、我が国の国・地方における消防防災施策拡充の取組、消防法の概要等を紹介。また、東京、大阪、北九州の各消防本部等において発展途上国からの研修員を迎え消防技術研修を実施。そのほか発展途上国からの随時の要請に応じ我が国消防行政等について、研修等を通じて知見を提供。
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	53,276件 (18年)	54,582件 (19年)	52,394件 (20年概数値)
放火及び放火の疑いの件数	放火及び放火の疑いの件数はどのように推移しているか。	11,268件 (18年)	11,142件 (19年)	10,750件 (20年概数値)
災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況	市町村において要援護者情報の収集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画などが策定されているか。	11.2% (19年3月31日現在)	13.2% (20年3月31日現在)	調査中
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	75.7% (18年4月1日現在)	82.2% (19年4月1日現在)	87.0% (20年4月1日現在)
救助活動件数	救助活動件数はどのように推移しているか。	53,619件 (18年中)	52,183件 (19年中)	調査中
高度な救急救命処置の実施状況の推移	救急救命士が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生のために行う高度な応急処置①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク)、②静脈路確保、③薬剤投与の実施状況はどのように推移しているか。	①47,160人 ②17,053人 ③1,546人 (18年中)	①47,034人 ②20,786人 ③3,940人 (19年中)	調査中
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	58,510人 (18年4月)	59,216人 (19年4月)	59,222人 (20年4月)

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、①旧救急I過程、②旧救急II過程、③救急科(旧救急標準課程修了者を含む)、④救急救命士の内訳はどのように推移しているか。	①5.4% ②35.2% ③30.5% ④28.9% (18年4月)	①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月)	①3.6% ②29.8% ③34.1% ④32.5% (20年4月)
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,240,478件 (18年中)	5,293,403件 (19年中)	調査中
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	6.6分 (18年中)	7.0分 (19年中)	調査中
救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)	救急自動車による収容所要時間はどのように推移しているか。	32.0分 (18年中)	33.4分 (19年中)	調査中
救命講習実施回数・救命講習受講者数	消防機関が住民に対する普及啓発として実施する①救命講習実施回数(普通・上級計)、②救命講習受講人員(普通・上級計)はそれぞれ増加しているか。	①76,662回 ②1,467,134人 (18年中)	①79,053回 ②1,572,328人 (19年中)	調査中
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。	5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中)	6,349件 (救急3,167件を含む) (19年中)	調査中
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数(AEDによる除細動の実施を含む)	①家族等により応急手当が実施された傷病者の1か月後生存率及び生存者数、②家族等による応急手当が実施されない傷病者それぞれの1か月後生存率及び生存者の比較、心原性でかつ心肺機能停止の時点が一般市民により目撃された症例のうち③一般市民による除細動が実施された場合の1か月後生存率及び生存者数、④一般市民による除細動が実施されなかった場合の1か月後生存率及び生存者数の比較により、救命率への効果を示す。	①5.2%(1,912人) ②4.5%(3,029人) ③33.3%(48人) ④8.2%(122人) (18年中)	①5.6%(2,393人) ②4.9%(3,254人) ③42.5%(122人) ④9.7%(1,891人) (19年中)	調査中

- ※平成 20 年度目標設定表における参考指標「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果」は指標「防災拠点となる公共施設等の耐震改修されていない施設の割合」と同一の調査による数字であり、二重掲載になるため削除した。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員から国際的な救助体制や国際協力についての発言を受け、参考指標「国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況」及び参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」を追加した。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から国際的な救助体制や国際協力について、JICA等の連携についての発言を受け参考指標「我が国の消防防災に係る知見・技術の国際的な伝搬のための取組状況」の分析の視点に「JICA、地方消防本部との連携・協力による開発途上国からの研修員受け入れ、専門家の現地派遣等の協力を進めているか。」を追加した。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考指標「出火件数」を追加した。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、小澤委員から放火件数について発言があったことを受け、参考指標「放火及び放火の疑いの件数」を追加した。
- ※災害時要援護者の避難支援対策に係る参考指標として「災害時要援護者の避難支援対策の促進のための取組状況」を追加した。
- ※救助活動を分析するための参考指標として「救助活動件数」を追加した。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。
- ※平成 20 年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。
- ※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員から参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」に救命者数を加えるよう指摘があったこと及び同会議（平成 21 年 2 月 13 日開催）において同委員から AED の使用率も加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、参考指標「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数（AED による除細動の実施を含む）」に変更した。